

## 令和4年12月第7回室戸市議会定例会会議録（第2号）

1. 日 時 令和4年12月12日（月）

2. 場 所 室戸市議場

3. 出席した議員の番号及び氏名

1番 河本 竜 二	2番 竹 中 真智子	3番 田 渕 信 量
4番 竹 中 多津美	5番 小 椋 利 廣	6番 脇 本 健 樹
7番 久 保 八太雄	8番 濱 口 太 作	9番 山 本 賢 誓
10番 堺 喜久美	11番 町 田 又 一	12番 亀 井 賢 夫

4. 欠席議員 なし

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局 長	谷 村 直 人
事務局次長兼班長	山 本 ゆかり
議事班 主任	村 田 茉莉
議事班 主事	中 島 健 太

6. 説明のため出席した者の職氏名

市 長	植 田 壯一郎	副 市 長	黒 岩 道 宏
総務課長併選挙管理委員会事務局長	濱 田 亮 士	まちづくり推進課長	辻 さおり
財 政 課 長	上 松 富士樹	財産管理課長	戎 井 健
税 務 課 長	西 村 城 人	市 民 課 長	小 松 達 也
保健介護課長	正 木 亜 弥	人権啓発課長	田 渕 由 加
産業振興課長併農業委員会事務局長	山 崎 桂	建設土木課長	川 崎 州
観光ジオパーク推進課長	大 西 亨	防災対策課長	山 本 康 二
地域医療対策課長	松 下 善 徳	会計管理者兼会計課長	松 本 弥 生
福祉事務所長	森 岡 光	教 育 長	百 田 貴 昌
教育次長兼学校保育課長	武 井 知 香	生涯学習課長	西 岡 佳 久
水道局長	中 屋 秀 志	消 防 長	多 田 周 平
監査委員事務局長	江 口 祐 介		

7. 議事日程

日程第1 一般質問

8. 本日の会議に付した事件

日程第1

9. 議事の経過

次のとおり

午前10時0分 開議

○議長（亀井賢夫君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

日程に先立ち、諸般の報告をいたさせます。谷村議会事務局長。

○議会事務局長（谷村直人君） おはようございます。

諸般の報告をいたします。

出欠の状況でございますが、定数12名全員の出席でございます。

以上で諸般の報告を終わります。

~~~~~

○議長（亀井賢夫君） 日程第1、一般質問を行います。

順次質問を許可いたします。田渕信量議員。

○3番（田渕信量君） おはようございます。3番田渕信量。令和4年12月第7回室戸市議会定例会におきまして、市民を代表し一般質問を行います。

1、市長の政治姿勢について。

(1)室戸市企業立地促進事業費補助金制度について。

この補助金制度は、室戸市の産業振興、地域経済の活性化、雇用及び就業機会の創出拡大を図ることを目的に、令和4年度には6,000万円という予算が生まれ、平成31年度から実施してきました。この補助金制度が策定されて3年余りたちましたが、現在までの制度の活用と見通しについてお聞きしたいと思います。

①補助金制度を策定した経緯について詳細な説明をお聞きします。

②これまで補助金が適用された企業名、金額、所在地についてお聞きします。これは一部市民に公開されたと聞いております。

③地方自治法第232条の2では、普通地方公共団体が補助金を支給する事業については公益上必要がある場合と定められていますが、この事業に対して公益上必要とはどのようなものであるか、お考えをお聞きします。

④この補助金制度を知らない市民も多くいますが、市民への周知、情報提供は具体的にどのようにされたかお聞きします。

次に、立地について。

この要綱は市内への企業立地促進が目的であります。補助対象事業の立地の部分の条件について規定がありませんので、お聞きします。

①立地をすることだけが優先されて、室戸市内であればどんな場所でも対象となるのか。例えば、市役所の移転問題にもあるように、地震、津波を考慮した立地条件などの基準は設けないかをお聞きします。

②立地場所についての審査会での判断はあるのかお聞きします。

次に、交付要綱について。

①この要綱は施行されてから何度か改正されていますが、この要綱の現在までの改正の回数と箇所とその理由についてお聞きします。

②この要綱の事業採択の要件の中には、個人においては申請時点で室戸市に住所を置き、居住している場合に限るとありますが、申請者の中に申請書提出の際の住所が市外住所を記載している者があったと聞いたが、なぜ審査が通ったのか。また、法人においては代表者の住所規定はありませんが、代表者が市外に居住しており、納税も市外で行っていても多額の補助金を出せる理由は何なのかお聞きします。

③交付要綱の第4条(4)の中で、補助事業の完了とはいつなのかお聞きします。

④現在までに補助金を交付した事業所で、交付要綱の第5条第1号に規定する業種及び日本標準産業分類の業種に該当しないものが含まれていないかをお聞きします。

次に、補助金交付の一般的条件について。

①市の乏しい財源から補助金を交付するには、高い公益性と将来性が必要であると考えますが、今までに支出した補助金がこの要綱の目的に沿った形で事業が行われ、成果が出ているのかお聞きします。

②コロナ禍や人口減少のあおりを受け、運転資金に困っている各企業や農家や漁師へ、数百万円、数十万円の規模の補助金（油代や農薬代）を広く支給するほうがもっと効果的ではないか。行政には公正性という条件が最も大事な要件ではないかと思いますが。

次に、審査、交付要綱第11条について。

この補助金を申請した際には、室戸市企業立地促進事業費補助金審査会が開催され、申請を行う事業者は、そこでプレゼンテーションを行うこととなっています。その室戸市企業立地促進事業費補助金審査会についてお聞きします。

①この審査会は今までに何回開催され、委員は何を基準に選ばれているのか。

②建物の建設、改修費が交付金の中心となってきますが、書類審査だけではなく、実際の建物と材料などの費用について、鑑定能力のある専門家が入っているのか、書類に対して不備はないのか、また建設（解体）費用や土地の値段など、何らかの基準を設けていたのかをお聞きします。

これで1回目の質問を終わります。

○議長（亀井賢夫君） 執行部の答弁を求めます。植田市長。

○市長（植田壯一郎君） 田淵議員にお答えいたします。

(1)室戸市企業立地促進事業費補助金制度についてであります。

初めに、1点目の補助金制度を策定した経緯についてであります。

本市の基幹産業の低迷や若者を中心とした人口流出、市内事業者の市外への流出等による地域活力の衰退を防ぐため、地元産業の育成支援、雇用及び就業機会の創出・拡大、また市内事

業者の定着を図ることなどを目的として、補助制度の創設に至ったものであります。

次に、3点目の補助事業の公益性についてであります。

本事業の目的は、本市での企業立地を促進し、産業の振興による地域経済の活性化並びに就業機会の創出・拡大を図ることです。補助金の申請時には、事業者から地域への経済波及効果などを記載した事業計画書の提出を義務づけており、これまでに提出された中には、地元食材のPRやオリジナル商品の開発、地元採用による雇用の場の創出、買物困難者への支援などが掲げられており、補助事業採択後は各事業者において実践していただいております。本事業を活用することで新たな事業がスタートし、雇用の創出や地域経済の活性化につながっているものと考えております。

次に、補助金交付の一般的条件についての1点目、今までに支出した補助金が要綱の目的に沿った形で事業が行われ、成果が出ているのかについてであります。

本事業におきましては、令和2年度以降、補助事業終了後も一定の期間、事業者から報告書を提出していただくこととしており、補助目的に沿った事業が行われているか、また雇用が継続されているかなどについて確認しているところであります。

これまでに補助を行った成果につきましては、補助事業終了後も引き続き雇用が継続されていることや、ふるさと納税返礼品の新規開発、新たな飲食店開業による地域経済の活性化、新工場の増設による作業の効率化など、一定の成果を確認しているところであります。

次に、2点目のコロナ禍や人口減少で運転資金に困っている企業や農家や漁師へ、広く補助金を支給するほうが効果的ではないかについてであります。

議員御指摘のとおり、新型コロナやロシアのウクライナ侵攻の影響による原油価格・物価の高騰により、事業者の方々は大変な状況であると認識をしております。市としましては、国の交付金を活用した農林漁業臨時支援金や中小企業者臨時支援金の給付など、事業者を支援する取組を行っておりますが、今後におきましても国・県の動向も踏まえながら、必要に応じて効果的な対策を講じていかなければならないと考えております。

一方で、該当補助金につきましては、過疎化が進む本市の大きな課題の一つである雇用の創出や地域経済の活性化を目的として、企業等による新たな事業を支援するものであり、重要な施策であると認識をしております。

いずれにしましても、産業振興への取組に対しては、今後も商工会などの関係機関と連携しながら、より効果的な支援ができるよう努めてまいります。

私からは以上であります。副市長及び関係課長に補足答弁をさせますので、よろしく願いをいたします。

(傍聴席で発言する者あり)

○議長(亀井賢夫君) 山崎産業振興課長。

傍聴席は静かにお願いします。

(発言する者あり)

○産業振興課長併農業委員会事務局長(山崎 桂君) 田淵議員に、(1)室戸市企業立地促進事業費補助金制度についての市長答弁を補足させていただきます。

2点目の、これまでに補助金が適用された企業名、金額、所在地についてであります。

これまでに補助事業に採択された企業名及び補助金額につきましては、キッチンカフェ海土、補助金額は3,000万円、所在地は室戸市吉良川町、有限会社ヤマジュウ、補助金額は3,000万円、所在地は室戸市吉良川町……。

(傍聴席で発言する者あり)

○産業振興課長併農業委員会事務局長(山崎 桂君) (続) 有限会社仙頭車輛……。

○議長(亀井賢夫君) 傍聴席は静かにお願いします。

○産業振興課長併農業委員会事務局長(山崎 桂君) (続) 補助金額は2,000万円、所在地は室戸市吉良川町、株式会社ハザケン、補助金額は1,791万5,000円、所在地は室戸市羽根町、株式会社美阿丸、本年度事業継続中のため補助金額は確定しておりませんが、交付決定額は3,000万円、所在地は室戸市元、以上の5件でございます。

次に、4点目の市民への周知、情報提供の方法についてであります。

補助制度の周知方法につきましては、市のホームページに記載するとともに、産業振興課の窓口での説明、また室戸市商工会においても、相談に来られた方への説明を行っていただいております。

次に、交付要綱についての1点目、要綱の改正の回数と箇所とその理由についてであります。

室戸市企業立地促進事業費補助金交付要綱につきましては、平成31年4月1日より施行しており、これまでに6回の改正を行っております。

1回目の改正は令和2年3月で、主な改正点は6つです。

まず1点目は、市内の事業者等を支援するために補助金交付の対象となる者の要件について、市内に居住している者、または補助事業完了までに市内に居住する者を加えております。

2点目は、雇用の創出・拡大を図るという観点から、新規雇用従業者を3年以上継続して雇用することを加えております。

3点目は、補助対象経費の見直しを行い、土地の取得及び造成に要する経費を削除しております。

また、補助金運用の適正化をさらに図るという観点から見直しを行っており、4点目として、申請時の添付書類である経費の根拠となる見積書等について、30万円を超えるものについては2者以上の見積書を添付することとしております。

5点目として、補助金の交付決定の取消し等に該当する要件について、補助事業完了までに市内に居住しなかったとき、また新規雇用従業者数が提出した計画数に満たない場合や計画の

進捗が著しく図られていないと認められるとき、また補助事業完了後3年以内に補助事業から撤退したときを加えております。

6点目として、補助事業の成果報告として、補助事業実施年度の翌年度から起算して3年間、事業化状況報告書を提出することなどを加えております。

2回目の改正は令和2年10月で、主な改正点は2つです。

まず1点目は、1回目の改正で加えた居住地の要件について、補助事業者が法人の場合には代表者の居住地の変更が困難である場合が想定されますので、法人の場合については補助事業により整備する事業所の代表者が市内に居住していること、または補助事業の完了の日までに市内に居住することとし、また個人事業主の場合は市内に居住していること、または補助事業完了までに市内に居住することに改めております。

2点目は、補助金交付要綱の規定を遵守することや、必要に応じて市が調査することに対して同意する誓約書兼同意書の様式を加えております。

3回目の改正は令和3年3月で、補助金運用の適正化をさらに図るという観点から、補助申請時の添付書類について、直近の経営状態を確認するための経営状況表と直近の確定申告書の写しを加えております。

4回目の改正は令和3年4月で、国の法改正に伴うもので、補助対象事業の産業分類に情報サービス業等を加えております。

5点目の改正は令和4年2月で、主な改正点は4つです。

まず1点目は、雇用の創出、拡大を図るという観点から、補助対象要件となっている新規雇用従業者については正規職員の雇用としました。

2点目につきましても、雇用の創出、拡大を図るという観点から、新規雇用従業者の継続雇用期間を3年から5年に延長しました。

3点目は、補助限度額の見直しを行い、補助限度額を3,000万円から2,000万円に引下げを行いました。

4点目は、補助金運用の適正化をさらに図るという観点から、補助事業の成果を報告するための事業化状況報告書の提出を3年間から5年間に延長しました。

最後に、6回目の改正は令和4年2月で、これは押印廃止に伴う様式の見直しを行っております。

補助金交付要綱の主な改正点と理由につきましては以上でございます。

次に、2点目の申請時の住所が市外である者がなぜ審査が通ったのか、また代表者が市外に居住しており、納税も市外で行っていても多額の補助金を出せる理由は何なのかについてであります。

補助金交付の対象となる者の居住地の要件につきましては、令和2年3月の改正により、市内に居住している者、または補助事業完了までに市内に居住する者と規定しておりますので、

議員から御指摘いただいているケースにつきましては、改正前の令和元年度に申請があったものではないかと考えております。

また、法人の代表者が市外に居住している場合であっても補助金交付の対象となる理由につきましては、前段の答弁にもございますが、法人の場合の居住地の条件につきましては、代表者の居住地の変更が困難である場合が想定されますので、補助事業により整備する事業所の代表者が市内に居住していること、または補助事業の完了の日までに市内に居住することと規定しており、市内で新たな事業所を構えることで、当該補助制度の目的である地域経済の活性化並びに雇用及び就業機会の創出・拡大が図られるものと考えております。

次に、3点目の交付要綱の第4条第4号の中の補助事業の完了の日、完了とはいつなのかについてであります。

補助金交付要綱第4条第4号に規定している補助事業の完了の日につきましては、補助対象事業に係る工事や備品購入等が全て完了し、補助事業者が引渡しなどを受けた日となります。

次に、4点目の交付要綱の第5条第1号に規定する業種及び日本標準産業分類の業種に該当しないものが含まれていなかったのかについてであります。

補助金交付要綱第5条第1号には補助対象となる業種について規定をしており、これまでに採択された事業者につきましては全て該当しております。以上でございます。

○議長（亀井賢夫君） 黒岩副市長。

○副市長（黒岩道宏君） 田淵議員に、(1)室戸市企業立地促進事業費補助金についての立地についてと審査についてお答えをさせていただきます。

まず、立地についての1点目、地震、津波を考慮した立地条件などの基準は設けないのかについてであります。

令和3年9月に策定した室戸市過疎地域持続的発展計画において、市内全域を産業促進区域として指定しているという点との整合性を考慮しますと、当補助金の対象についても市内全域とすることが適当であると思われまますので、現時点におきまして立地条件についての新たな基準を設けるといふ考えには至っていないところであります。

次に、2点目の立地場所についての審査会での判断はあるのかについてであります。先ほど申し上げましたように、補助対象は市内全域としておりますので、審査会として立地条件に関して浸水区域であるか否かといった点での判断はしておらず、審査項目に基づき、運営体制、事業計画、収支予算、事業の継続性、事業効果……。

（傍聴席で発言する者あり）

○副市長（黒岩道宏君）（続） 資金計画、経営の意欲、周辺環境等への影響といった点について審査を行っているところであります。

次に、審査についての1点目、審査会は今までに何回開催され、委員は何を基準に選ばれているのかについてであります。

審査会の開催につきましては、これまでに5件の申請がありましたので、それぞれ1回の計5回の開催をしております。

委員の選定につきましては、室戸市企業立地促進事業費補助金審査会設置要綱第3条の規定により、副市長、産業振興課長、財政課長、高知県地域支援企画員、高知県商工会連合会経営支援コーディネーターの5名としているところであります。

次に、2点目のうち、実際の建物と材料などの費用について、鑑定能力のある専門家が入っているのか、また建設費用や土地の値段など、何らかの基準を設けているのかについてであります。

委員の中には、建築に関する専門家は入っておりません。

また、建設費用や土地の値段についての基準についても特に設けてはおりませんが、補助金の申請を行う際には、金融機関や商工会において、あらかじめ事業計画等の審査を受け、申請書の添付書類として、商工会から適切な事業計画を有しているものとしての推薦書や金融機関から資金調達が見込まれていることが分かる書類の提出を義務づけており、こうした専門機関の審査の過程において、適正な支出・金額であるか等についても十分にチェックがなされているものと考えております。

また、書類に対して不備はないのかにつきましては、申請者からの提出書類の不備がないよう複数の担当者による二重チェックを行うこととしており、不備が見つかった場合は再度提出を求めるなどの対応をしているところであります。以上です。

(傍聴席で発言する者あり)

○議長(亀井賢夫君) 田渕議員、2回目の……。

(傍聴席で発言する者あり)

○議長(亀井賢夫君) 傍聴席、お静かに願います。

田渕……。

(傍聴席で発言する者あり)

○議長(亀井賢夫君) 傍聴席の方、お静かに願います。

田渕信量議員の2回目の質問を許可いたします。田渕信量議員。

○3番(田渕信量君) 3番田渕信量。重複した部分もあるかと思いますが、2回目の質問を行います。

この補助金は、1件につき2,000万円から3,000万円という大変高額なものであり、やはり市民が納得できるような制度として補助金を支出すべきものであると考えます。

補助金を支出した事業者が5年間提出する事業化状況報告書は誰が検査をして、何が合格なのかをお聞きしたいです。

また、5年間で軌道に乗らなかった事業者はどうなるのか、事業者がプレゼンした内容や採算が達成されているのか、この補助金の目的に沿った形で運営されているのかを見守りなが



ら、室戸市の地域経済の発展や雇用創出の策を中・長期的に担っていくことが大事だと思います。業者を指導し、相談に乗ったりしていくのかをお聞きします。

そして、この要綱には記載されていませんが、この事業所が津波浸水区域にあって、災害が起こった場合、補助金はどうなるのかをお伺いします。

これで2回目の質問を終わります。

○議長（亀井賢夫君） 執行部の答弁を求めます。植田市長。

○市長（植田壯一郎君） 田渕議員の2回目の質問にお答えをさせていただきたいと思えます。また、答弁漏れ等ございましたら、御指摘をしていただけたらというふうに思いますが。

御指摘のありましたように、大変多額な2,000万円、当初は3,000万円ということでありましたけれども、そうした補助事業を出す折には、より慎重な対応、市民の理解もしっかりいただけるような体制で取り組むべきではないかという御指摘はそのとおりだというふうに認識をしております、議会のほうにもしっかりとチェックをしていただきながら取り組んでいるものでございます。

（発言する者あり）

○市長（植田壯一郎君）（続） すいません。大変失礼いたしました。

（発言する者あり）

○市長（植田壯一郎君）（続） 元へ戻りますけれども、最初に田渕議員から御指摘のありました今回のこの補助金につきましては、3,000万円あるいは2,000万円という大変高額な補助事業を歳出するということでもありますので、より市民の皆さん方からは信頼のされるようなチェック機能も充実をして取り組むべきではないかという御指摘は全くそのとおりであると受け止めているものでありまして、情報の公開そしてまた議会からのチェックもしっかりといただきながら対処してきたものと受け止めております。

それから、補助金を出されて5か年の報告をされて、その実績が伴わない場合にはどう対処するのかといったことでもありますけれども、このことは今の時点で具体的にこうしますといったようなルールがきちりしていない面もあろうかと思えますので、この御指摘を受けながら、経過で課長から答弁もしましたように、何度かその都度御指摘を受けたり判断をしながら、その補助金制度の在り方、修正といったことにも取り組んでおりますので、そうした視点の中で対処をさせていただけたらと思えます。

それと、5年間取り組んでみて、きちとした計画どおり軌道に乗らずに成功できなかった場合にはどうするかといったことの御指摘もありました。

さらには、各企業への相談にはしっかり乗っているのかといった御指摘、あわせて津波などによる災害に遭われた場合の対処といったことの具体的な御指摘やら御質問もいただきましたけれども、それぞれにつきましてはまだ具体的に、もし成功しなかったら補助金を返還してもらおうとかといったような決まりには至っておりません。ですので、今後そうした議会あるい

は市民などからの御意見も頂戴をしながら、どういった補助金の制度が大事なのかといったことも検討を加えて、今後取り組んでいくべき課題にはしっかりと対処していけるように取り組む所存でございますので、御理解賜りますようによろしくお願いをいたします。

私からの答弁は以上でございます。

(傍聴席で発言する者あり)

○議長(亀井賢夫君) 傍聴席は静かにお願いします。山崎産業振興課長。

○産業振興課長併農業委員会事務局長(山崎 桂君) 田渕議員の2回目の質問につきまして、市長答弁を補足させていただきます。

1点目にごございました事業完了後に事業化状況報告書の提出を義務づけしておりますけれども、このチェックは誰が行っているのか、確認は誰が行っているのかということでしたが、これにつきましては提出があった場合には担当職員が確認をする、また産業振興課内におきましてもチェックをしているところでもあります。また、確認状況を行うとともに、雇用状況などにつきましては現地確認なども実施をしているところがございます。以上です。

○議長(亀井賢夫君) 黒岩副市長。

○副市長(黒岩道宏君) 田渕議員にお答えします。

津波によって事業所が流出した場合に補助金はどうなるかといった御質問があったと思うんですが、補助金の交付決定の取消しの内容としまして、1、虚偽その他の不正の手段により補助金の交付を受けたとき、2、補助金を他の用途に使用したとき、3、法令等に違反したとき、4、排除措置対象者に該当すると認められたとき、5、補助事業完了までに市内に居住しなかったとき、6、新規雇用従業者数が提出した計画数に満たない場合のほか、認定した計画の推進が著しく図られていないと認められたとき、7、補助事業完了後5年以内に補助事業から撤退したとき、8、その他補助事業の実施に関して市長の指示に従わないときとされておりますので、津波のところについてはこれには該当しないのではないかとこのように考えております。

先ほどの実績報告等で今言いましたことに該当した場合には、補助金の返還を命じるということになると思います。以上です。

○議長(亀井賢夫君) 田渕信量議員の3回目の質問を許可いたします。田渕信量議員。

○3番(田渕信量君) 3番田渕。3回目の質問を行います。

ちょっと聞き漏れかも分かりませんが、各企業の公益性はあるのかどうか。

以上です。3回目の質問を終わります。

○議長(亀井賢夫君) 執行部の答弁を求めます。植田市長。

○市長(植田壯一郎君) 田渕議員の3回目の質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

事業の公益性についてということの再度の御質問でございましたが、私の最初の答弁でも申

し上げましたとおり、本事業の目的は、本市での企業立地を促進をして、産業の振興による地域経済の活性化並びに就業機会の創出や拡大を図ることにあります。

こうした視点から見ましたときに、現在補助金を受けて取り組んでおられます各事業者の皆さん方の今の状況は大変公益性に富んで、地域の活性化、若者の雇用に結んでいるというふう

に受け止めているものでございます。以上でございます。

(傍聴席で発言する者あり)

○議長（亀井賢夫君） これをもって田渕信量議員の質問を終結いたします。

次に、河本竜二議員の質問を許可いたします。河本竜二議員。

○1番（河本竜二君） 1番河本竜二。令和4年12月定例会一般質問をさせていただきます。

市長の政治姿勢について。

病児保育、病後児保育の設置についてお聞きをいたします。

市長は11月の市長選挙において、教育費や給食費、医療費等の無料化といった子育て支援の強化に力を入れていくなど、子育て家族や高齢者が安心して楽しく暮らせる室戸にしていくな

言われておりました。そこで、病児保育、病後児保育を実施している施設が高知県内には現在20か所あります。女性の社会進出が進み、出産後も妊娠前と変わらず働く女性が増えた昨今、子供が病気になったときの対応に困ってしまうワーキングマザーも少なくありません。手を借りたい祖父母や両親、兄弟などの親族が遠方に住んでいるそういった場合や、何らかの事情により子供の体調不良時に誰にも頼ることができないという方も多く、深刻な問題となり頭を悩ませている子育て家族も多いようです。

そこで、国が働く女性が安心をして仕事に邁進できるように、子育てと仕事を両立させる新たな取組を発表いたしました。子供が熱を出してしまったが看病することができないといった働く女性にとって、トラブルが発生したときの強い味方になってくれるのが病児保育事業でございます。

現在、日本全国で病児保育事業を行っており、年々利用者は増え、需要が高まっております。病児保育事業は平成24年法律第65号子ども・子育て支援法の第59条により制定され、現在市町村から委託を受け、事業を開始する病院や保育園も少なくありません。

病児保育とは、保育所等に通園する子供や小学生が保護者の勤務による都合や傷病、出産等の理由などにより、また病気が回復期に至っていない状態の子供たちで、家庭での保育が困難な保護者の方に代わって保育士さんや看護師さんが保育または看護することです。このような病児対応型施設が高知県内には11か所、高知市に9つ、安芸市に1つ、芸西村に1つあります。

病後児保育とは、病気などが安定し、急変が認められない回復期にある子供たちを一時的に保育することです。このような病後児保育対応型施設が高知県内には9か所あります。高知市

に2つ、南国市に2つ、須崎市、香南市、いの町、佐川町、日高村に1つずつあります。

国が行っている病児保育事業では、サービスの質を確保するために人員配置の基準が設けられております。病児、病後児対応型の場合、利用児童おおむね10人につき看護師等1名以上、利用児童おおむね3人につき保育士1名以上と定められております。

また、病児保育の実施場所につきましては、幾つか条件の設定がされております。病児、病後児対応型の場合、病院、診療所、保育所等に併設された専用スペースや専用施設であり、なおかつ保育室及び児童の静養または隔離機能を持つ観察室または安静室を有すること、調理室を有すること、事故防止及び衛生面に配慮されている児童養育に適した場所であることといった基準を満たす必要があるとなっておりますので、このような施設は病院や診療所などの医療施設に併設していることが多いようです。

病児保育士になるには、基本的に保育士資格があればほかに必要な資格は特に要りませんが、病児保育に従事している方を病児保育士と呼んでいるようです。

市長は、若い世代の他市転出、流出の抑制、また子育て世帯の他市からの移住、転入促進などに取り組んでいき、子供たちや若者があふれる室戸にしていくために市民と一緒に頑張っていき、そのためには子育て家族に魅力ある支援と取組をしていくとおっしゃっております。

今、子育てをしている御家族からは、教育費や給食費、医療費等が無料化になれば大変ありがたいし、家計も助かります。そういった支援も大切ですが、子供が病気になったときには急に仕事を休まなくてはいけなくなり、会社や同僚に大きな負担と迷惑をかけている、また就職先を探しても小さな子供が体調を崩したときに急に仕事を休まれると困る、そういったことで採用までには厳しい状況があるなど、多くの声を聞いております。

また、市長は子育て支援に力を入れてくれると言っています。子育て家族が安心して仕事ができるように、室戸市でも病児保育に取り組んでほしい、こういった取組こそ子育て支援には必要です、そういった子育て家族からの声も多くあります。

教育費等の無償化に加え、若い世代の子育て家族が働きやすいような支援と環境を整備することは、本市の抱えている少子・高齢化対策の一つとして重要であり、大きな効果があると考えます。このような施設や制度を充実させることは、他市町村から本市への若者世代の移住、転入に期待が持てることや室戸市からの子育て家族の転出、流出抑制にとっても有効であります。

室戸市には、室戸市立室戸診療所、室戸岬診療所、保健福祉センターやすらぎといった対応できる施設があります。こういった国の制度を利用し、病院や診療所、保育所といったところと連携をして、いずれかの施設内に病児保育、病後児保育の設置、開設に取り組んでいってはどうでしょうか。市長はどのように思われているのか、どうお考えをしているのかお伺いをいたします。

これで1回目の質問を終わります。

○議長（亀井賢夫君） 執行部の答弁を求めます。植田市長。

○市長（植田壯一郎君） 河本議員にお答えをいたします。

(1)病児保育、病後児保育の設置についてであります。

子育て支援対策につきましては、所信表明でも申し上げましたとおり、市政運営の重点項目に掲げており、医療費や給食費の無償化の検討、相談体制の充実、ファミリーサポートセンターの立ち上げなど、子育て家庭が安心して、ワクワク楽しく暮らすことのできる室戸づくりに取り組んでまいります。その中で、子供たちが病気になったときに安心して働くことのできる環境を整備することは非常に大切なことと考えております。

第2期室戸市子ども・子育て支援計画におけるニーズ調査では、仕事と子育てを両立させる上で大変だと感じるということに、回答者の約半数、46.3%の方が、自分が病気、けがをしたときや子供の急病時に代わりに面倒を見る人がいないことと回答している現状もございます。

御質問いただきました病児保育、病後児保育の実施につきましては、看護師や保育士の人員の確保に加え、専用施設や専用スペースの確保といった施設に関すること、また協力医療機関の選定などの課題があります。

室戸市立室戸診療所、室戸岬診療所においては、実施要件となる専用スペースの確保が困難ではないかと考えますが、保健福祉センターやすらぎのいさなっこる一むの活用や民間医療機関等も視野に入れて検討を行ってまいりたいと考えております。

また、ファミリーサポートセンター事業においても、病児、病後児の預かりを行う事業もありますので、併せて検討してまいります。以上でございます。

○議長（亀井賢夫君） 河本竜二議員の2回目の質問を許可いたします。河本竜二議員。

○1番（河本竜二君） 1番河本。2回目の質問をさせていただきます。

市長はファミリーサポートセンター等でもそういうふうな体制もあると、病児保育に対応するようながあるので、設置も併せて検討していただけるということで、お答えをさせてもらっていると思います。

少子・高齢化や若者の市外への人口流出が著しく多い本市にとって、子育て世代の市外転出、そういったものの抑制、また市外からの本市への転入といったことを推進していかなければいけない室戸市にとってはとても重要なことではないかと思えます。

夫婦共働きの子育て家族にとって、子育て環境の整備や子育て支援を充実させることは、若者世代または子育て世代にとって、室戸市に残るため、また転入してくてくれる方の若者の重要な条件になるのではないかと、そのように思います。

子供を安心して預けることができる場所と制度があることは、医療費や給食費等の無料化といった目に見える支援と同等以上の子育て家庭を支援、応援する制度になると考えます。

市長は、施設の課題や職員の増員ということをおっしゃいましたが、まず今室戸岬診療所が週の営業日が少なくなって、そこの看護師等の方が休みのときには保健福祉センターやすらぎのほうで勤務をせられるということで、看護師の資格を持っておりますけれども違う仕事に従事するというようになっておりますのでこういった方や、また保育士の免許を持たれている方がたくさんおられると思いますので、そういう方に従事をしてもらうということでお願いをしたいと思います。

市長が、この病児保育事業についてどれくらいの本気度と優先順位を持って今後取り組んでもらえるかお聞きをいたしまして、2回目の質問を終わります。

○議長（亀井賢夫君） 執行部の答弁を求めます。植田市長。

○市長（植田壯一郎君） 河本議員の2回目の質問にお答えをさせていただきたいと思いません。

様々な御指摘を受けました。例えば、若者の流出の問題、少子・高齢化に伴う課題といったような室戸市の非常に重要な課題に向けて、この子育て支援政策というのは非常に意義の多い取組ではないかといった評価と併せて、市長の本気度、やる気度を聞くといったことが質問の趣旨ではないかというふうに受け止めました。

私は、このたびの2期目の選挙でも、広く市民の皆さん方に今室戸がやることは、この子育て支援対策が最も重要ではないかといったことを公約の一番に掲げながら、子育て家族の皆さんが楽しく、この室戸で子育てができるといった基盤整備が整うといったことにするためには、そうした子育てをする若いお父さんやお母さん方の仕事場の確保あるいは居住環境の整備といったものも最も大事な課題の一つでありますけれども、あわせてそこに暮らしていくときの楽しみや喜びといった施設も問われます。子供のことを思うと教育や、今も1回目の御質問で御指摘がありましたような病院、健康づくりといったことも重要であります。

そうした室戸市の重要な今の課題を考えてみたときに、子育てをする御家族の皆さん方の視点で新たな室戸をつくっていくといったのは非常に意義のあることではないかなといった思いを持って、公約の一番に掲げさせていただいております。

御案内のとおり、この議会ではこども子育て支援課という新しい課の設置の提案もさせていただいております。可決されましたら、そうした課を中心として室戸市の子育て支援、こういった制度が最も需要として高くあるのか、魅力化につながるのかといったことをしっかりと議員の皆様方からも御指導も受け、広く市民の皆様方の御意見も聞き、さらには有識者の皆さん方の御意見も聞きながら、しっかりと全力で取り組んでいくことをお約束させていただきたいと思えます。以上でございます。

○議長（亀井賢夫君） これをもって河本竜二議員の質問を終結いたします。

健康管理のため11時10分まで休憩いたします。

午前10時55分 休憩

午前11時9分 再開

○議長（亀井賢夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、濱口太作議員の質問を許可いたします。濱口太作議員。

○8番（濱口太作君） 8番濱口。ただいまより一般質問を行います。

1、マイナンバーカードについて。

マイナンバーカードの発行が始まったのは2016年1月です。政府は、公的な身分証明書となるだけでなく、様々な場面で簡単に個人番号の確認ができるとして、カードの取得を国民に促してきました。しかし、普及が進んでいないのが現状であり、2023年3月までにほとんどの国民にマイナンバーカードを普及させるという政府の目標達成は困難となっています。

こうした中で、普及策マイナポイント第2弾が6月30日に始まりました。マイナポイント第2弾に先立ち、本年5月17日付でマイナンバーカード普及促進に関する総務大臣の書簡が都道府県知事と市区町村長に発出されたと聞いておりますが、その内容はどのようなものであったのかお伺いをいたします。

また、マイナンバーカード普及に向けて自治体への圧力も強くなっており、総務省は来年度から取得率に応じて地方交付税やデジタル関連交付金の配分に格差をつける方針も表明しております。つまり、カード取得率の低い自治体の配分額は高い自治体の配分額に比べ少なくなるというものであり、この方針には多くの自治体の首長より、兵糧攻め、脅しとの声が上がっておりますが、市長はこの方針をどのように捉えているのかお伺いをいたします。

新聞報道では、マイナンバーカードの取得率が全国平均未満の630の自治体を重点的フォローアップ対象団体に指定し、名指しで対策強化を要請したとあります。そして、県内では、本市を含め15団体がフォローアップ対象団体に指定されたようですが、国や県からは本市に対しどのような要請があり、この要請に対し具体的にどのような取組がされたのかお伺いをいたします。

このフォローアップ対象団体に指定されて以来、取得率の向上に向けた、より積極的な取組を行い、取得率もかなり伸びており、全国平均を上回ったと聞いておりますが、直近の全国平均及び本市の取得率はどのようになっているのかお伺いをいたします。

2、室戸市保育所及び学校適正規模・適正配置基本計画について。

昨年12月に、室戸市保育所及び学校適正規模・適正配置検討委員会の報告書が提出をされております。この報告書によりますと、小学校では、羽根小学校、元小学校、佐喜浜小学校について津波浸水地域にあることから、高台移転、統廃合を検討すべきであるとしております。中学校については、津波浸水予測5メートル以上の室戸中学校について高台移転が必要であり、その他の中学校については高台移転をする室戸中学校への統合を検討すべきであるとされております。

この報告書を受けて、教育委員会は本年1月に基本計画を策定しております。この基本計

画についてお伺いをいたします。

最初に、小学校についてであります。小学校については当面の間、統合は検討課題であるとし、佐喜浜小学校、吉良川小学校、羽根小学校の3校は小規模特認校制度の導入を検討するとありますが、この小規模特認校制度とはどのような制度なのか、この制度にはどのようなメリットがあるのか、この制度を導入するためにはどのような手続が必要なのかお伺いをいたします。また、吉良川小学校以外は津波浸水区域となっておりますが、津波への対策はどのように考えているのかお伺いをいたします。

次に、小学校の生徒数から考えて、室戸小学校以外は複式学級が多くなっていると考えますが、複式学級の現状とデメリットとしてはどのようなことが考えられるのかお伺いをいたします。

令和3年度の出生者数を見て驚きました。令和2年度の出生者数は46人でありましたが、令和3年度は24人まで激減しております。室戸市始まって以来の最少の出生者数となっております。コロナ禍で結婚や妊娠を控えるということもあったかもしれませんが、驚くべき人数となっております。この24人を地域別に見ると、佐喜浜1名、室戸岬4名、室戸13名、吉良川4名、羽根2名となっております。5年後には1人学級や2人学級ができることとなります。

学校は集団の中で多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通して、思考力や表現力、判断力、問題解決能力などを育み、社会性や規範意識を身につけさせる場であり、このような教育を行うためには一定規模の集団が確保されなければならないとありますが、このような少人数の学級で学校教育が可能なのか、また一定規模の集団とはどのくらいの人数を指すのかお伺いをいたします。

次に、中学校についてお伺いをいたします。

中学校については、室戸中学校を高台移転した後に、佐喜浜中学校、吉良川中学校、羽根中学校を室戸中学校に統合し、市内1中学校にする方針が示されております。そして、室戸中学校は移転可能になれば、年度途中であっても移転をする。令和7年度中の移転及び令和8年4月1日から佐喜浜中学校、吉良川中学校、羽根中学校の生徒の通学を予定して、保護者や地域と協議を行う考えが示されております。

室戸中学校の高台移転が令和7年度中に計画されているということの基本計画を見て初めて知ったわけですが、移転の時期を令和7年度中と決めたのは何か特別な理由があるのでしょうか。

また、令和7年度中の移転となると、遅くとも令和6年度中には着工する必要があり、時間的余裕もあまりないと思いますが、移転までのスケジュールはどのように考えているのか、用地取得のめどは立っているのか、総事業費や財源はどのように考えているのかお伺いをいたします。

室戸中学校の移転に際し、室戸高校の体育館や運動場などの施設の共用を検討するとありま



すが、室戸高校との協議はどこまで進んでいるのかお伺いをいたします。

次に、室戸中学校以外の3校は、学級数や教職員が少なくなることによる教育課題が顕著に見られており早期の解決が必要であるとありますが、どのような教育課題があるのかお伺いをいたします。

### 3、不登校について。

今、不登校が全国的に問題となっております。文部科学省が発表した2020年度の問題行動、不登校調査では、県内の小・中学校の不登校、いわゆる1年間に30日以上欠席の児童・生徒は1,233人で、前年度から121人増えております。1,000人当たりの人数25.2人は全国で最も多く、ワースト1位は15年以来だと言われております。

本市の不登校の状況は1,000人当たり32.4人と多く、令和元年と令和2年度を比較すると、小学校で17.2ポイント、中学校で14.5ポイント多くなっているのが現状で、不登校の児童・生徒は増加をしております。

そこで、お伺いをいたします。

1点目として、本市で増加している不登校に対し、教育委員会はどのように捉えているのか。

2点目として、不登校が増加している要因は何か。本市特有の要因は考えられるのか。

3点目として、不登校予備軍、いわゆる年間欠席が30日未満であるが、30日に近い欠席者はどのくらいいるのか。

子供が学校に行けなくなった要因は多岐にわたっており、個々のケースに応じたきめ細かな支援が求められております。不登校の子供を減らそうと、県教委は2021年に県内4中学校に専任教員を配置した特別教室を設け、学校になじめず、不登校の初期段階にある子供の居場所を校内に設け、学校復帰へとつなげる取組を始めております。新設された特別教室には、不登校に対応する専任教員が1人常駐する。生徒は専用の部屋で学校になじみ、教員とも時間をかけて信頼関係を築いてもらうのが狙いであるとされております。本市では不登校の生徒の居場所はあるのか、また指導する教員はいるのかお伺いをいたします。

少し前にテレビを見ていたときに、偶然城東中学校の不登校対策が放映されていましてので、紹介をしたいと思います。

城東中学校の適応指導教室、学びの保健室タンポポルームには不登校傾向の生徒20人が登録されており、担当教員が常駐し、1日平均11人が通っております。大部屋やパーティションで仕切られた個室、交流室があり、生徒は自分で過ごす場所を選べるようです。

各教科の教員による授業も複数人で受けたり、タブレットを使ってクラスの授業のライブ配信を受けたり、個室で自習したり、担当教員が見守る温かい雰囲気の中、生徒同士のつながりも生まれており、休み時間には一緒に楽しむ姿もありました。

担当教員は生徒の出欠状況や日々の様子を記録し、定期的に校内で個々の支援策を協議、こ

うした支えもあり、昨年度は一日も学校に来なかった複数の生徒が毎日通学するようになり、自分のクラスに戻った子供もいるようです。

県教委では、これらの成果を踏まえ、令和5年度までに指定校を11校に拡大し、将来的には他校の不登校生徒らも通う拠点校にしていきたい考えを示しております。

本市でも不登校の生徒が増えておりますが、指定校に選定される可能性はあるのかお伺いをいたします。

子供が不登校になるということは、その家庭にとっても子供の将来にとっても大変なことだと思います。子供が不登校になった場合、親をはじめ周囲の人たちはできるだけ早く原因を明らかにし、問題を解決し、学校に行けるようになってほしいと願うものであります。しかし、不登校の原因が常に明らかになるとは限らず、複数の原因が重なっている場合もあります。今、不登校になっている本人にとって何がいいのか、何が必要なかを、家庭や学校、関係機関が一緒になって協議し、支援をする必要があります。

本市においては、不登校の子供や家庭に対し、どのような支援や対応をとっているのか、また今後どのような対策を考えているのかお伺いをいたします。

#### 4、耐震補強工事と津波災害について。

現在、庁舎移転をめぐり、市民の間で賛否両論の声が上がり、住民投票が実施されることになりました。これまでの議員説明会においても移転についての説明がほとんどであり、耐震補強工事や津波災害についての論議があまりされなかったように感じますので、何点か質問をしたいと思います。

最初に、耐震補強工事についてお伺いをいたします。

1点目として、耐震補強工事の事業費として約16億円が見込まれておりますが、16億円の内訳はどのようなになっているのか。

2点目として、16億円の財源内訳について。

3点目として、耐震補強工事の工期はどのくらいかかるのか、また工事期間中は庁内での執務ができるのか。

4点目として、耐震補強工事により庁舎全体の倒壊は免れると思います。しかし、築年数から考えて部分倒壊は避けられないと思いますが、この点をどのように考えているのかお伺いをいたします。

次に、庁舎の浸水被害についてお伺いをいたします。

本市の庁舎は浸水地域にあり、最大で3メートルの浸水が想定されております。このため、現庁舎の耐震補強工事を行い現在地にとどまるとなると、地下と1階は浸水をします。

そこで、何点かお伺いをいたします。

1点目として、地下部分についてであります。地下には書庫と機械室があります。書庫については、重要書類の一部を4階の議員控室に移すようですが、議員控室のスペースを考える

と、ごく一部の書類しか移せません。残りの書類が水につかった場合、業務にどのような支障が出ると考えられるのかお伺いをいたします。

2点目として、地下の機械室には空調、自家発、変圧器等が収納されておりますが、これらの機械類が水につかった場合、どのような支障が考えられるのかお伺いをいたします。

3点目として、1階部分についてであります。1階には市民課等があります。1階が浸水し書類や機器類が水につかった場合、それぞれの課においてどのような支障が出ると考えられるのかお伺いをいたします。

次に、災害復旧についてお伺いをいたします。

国は、南海トラフ巨大地震が起きると、最悪の場合、死者は32万人を超え、経済被害も220兆円を超えると想定をしております。

高知県の人的、物的被害想定でも、最大で死者数は4万2,000人、負傷者は約3万6,000人、避難者数は約42万3,000人、全壊建築物数は約15万3,000棟と想定をしております。また、本市においても、最大クラスの地震、津波が発生した場合、死者数は1,400人、負傷者数は2,300人、避難所避難者は最大7,830人が想定をされております。

このように、南海トラフ巨大地震では、本市も甚大な被害が想定をされております。浸水被害を受けた本市庁舎の復旧も遅々として進まず業務の停滞が続き、本市の災害復旧にも多大な支障を来すと考えますが、どのような支障が想定をされるのかお伺いをいたします。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（亀井賢夫君） 執行部の答弁を求めます。植田市長。

○市長（植田壯一郎君） 濱口議員にお答えをいたします。

まず、大きな1点目のマイナンバーカードについての(1)マイナンバーカード普及率の向上への取組についてであります。

議員御案内のとおり、個人番号カード、通称マイナンバーカードは、国が行政の効率化、国民の利便性の向上、公平・公正な社会の実現のための社会基盤とすることを目的に、令和4年度末までにはほぼ全国民に行き渡ることを目指して普及に取り組んでおります。

その状況の中、令和4年5月17日付、全国の市町村長宛てに総務大臣の書簡が発出されました。書簡の概要を申しますと、総理大臣からマイナンバーカードの普及と利便向上を強力に進めるよう改めて指示があり、総務省を挙げて自治体におけるマイナンバーカードの普及促進に向けた取組を支援すること、また国のマイナポイント第2弾の実施に係る集中的な周知広報やポイント申込みサポートなど、国の取組状況をお示しいただきました。そして、一層の普及を進めていくためには、トップが強いリーダーシップを発揮して取り組むことが大変重要で、格別の協力を依頼されたものであります。

次に、マイナンバーカードの交付率に応じて地方交付税等の配分に格差をつける国の方針をどう捉えているかについてであります。

マイナンバーカードは国の制度であり、現在義務化はされておりませんが、任意のカード普及の責任を都道府県や市町村に負わせることについては、一方的な押しつけのように受け止めております。本市は、高齢化率が高く、高齢者にとってカードを作ることの必要性や利便性を理解していただくことの難しさやカードの情報流出の懸念の声も多く聞かれ、普及が進まない一つの原因ではないかと考えております。地方交付税等の交付率を一律に減らすといったものではなく、国が主体となってカード普及できる仕組みをつくるなど、支援強化に取り組んでいただきたいと考えております。

次に、本年7月には、マイナンバーカードの取得率が全国平均未満の約630自治体に対し、重点的フォローアップ団体を指定し、高知県でも本市を含め15市町村が指定されました。この指定の際に、国や県からどのような要請があり、どのような取組を行ったかについてであります。国や県からはカードの申請機会の拡大や住民への広報など、普及を促進するよう助言がありました。

議員御案内のとおり、本市独自のマイナンバーカード普及促進地域振興券事業を7月から実施したこともあり、交付率を上げることができまして、フォローアップ団体の指定は10月から外されております。

次に、(2)国及び本市の現在の普及率についてであります。

市民の皆様には、カード申請の際に窓口が混雑していたり、長時間お待たせすることもあり、大変御迷惑をおかけしましたが、皆様の御協力のおかげで、本市のマイナンバーカードの交付率は直近の11月末時点で58.4%で、全国交付率の53.9%を4.5ポイント上回っており、県内11市中で3番目に高い状況となっております。なお、カード交付率はお手元にカードが届いている方の割合であり、申請済みの方には今後順次カードが交付されますので、12月末のカード交付率は65%を上回ると見込んでおります。

次に、大きな4点目の耐震補強工事と津波被害についての(1)の耐震補強工事の概要についてであります。

まず、1点目の耐震補強工事の概算事業費約16億円の内訳であります。

鉄骨ブレースの設置、壁のコンクリートの増し打ちや柱の巻き補強、耐震スリットの施工などの耐震補強工事、壁の目地材の打ち替えやひび割れ処理などの改修工事、仮設庁舎設計・監理委託業務料を想定しているところであります。

これら以外にも、津波被害の事前対策となりますが、現在地下機械室にあります受変電設備、自家発電設備や空調設備などの移設等による設置スペースの確保や設備の更新などで数億円程度必要になると想定をしております。

次に、2点目の耐震補強工事費の財源内訳であります。

交付税算入のある有利な緊急防災・減災事業債などの借入が該当しないため、交付税算入のない借入れ、または基金等に対応することとなります。基金としましては、令和3年度から毎

年3億円積み立てております庁舎建設事業基金などを活用することとしております。

次に、3点目の耐震補強工事の工期、また工事期間中での執務は可能なのかについてであります。

耐震補強工事につきましては、設計業務期間などを含めて約4年間を想定しております。

工事期間中の庁内における執務につきましては、施工箇所によっては施工スペースや機械、材料などの搬入、搬出経路の確保のために仮囲いなどを行うことで、執務スペースがさらに縮小されることとなります。

また、既存の壁を撤去する必要があることや施工中の騒音や振動などにより業務に支障が出ることなどが想定されますので、少なくとも庁内の半数以上の部署が工事期間中は執務の継続が困難となるため、仮設庁舎に移動し業務を行うことになると考えております。

次に、4点目の築年数から考えて部分倒壊は避けられないと思うが、どのように考えているのかについてであります。

議員御案内のとおり、耐震補強工事により庁舎本体の倒壊は免れると考えておりますが、倒壊を免れたとしましても、経年劣化が進んでいる部分などは損壊を受け、大規模な修繕が必要となったり、震度7程度の地震動が連続で発生した場合には、耐え切れずに倒壊または崩壊することも懸念され、その時点で建て替えになる可能性があると考えられます。万一そのような事態になりますと、市役所機能の復旧まで長期間を要し、十分な行政サービスが行えなくなり、市民生活の復興にも大きな影響を及ぼすと考えております。

次に、(2)庁舎の浸水被害についてであります。

まず、1点目の地下書庫の書類が浸水した場合の業務への支障についてであります。

地下書庫の公文書の浸水対策につきましては、9月定例会でも答弁させていただきましたとおり、今年度中に優先順位の高いものを可能な限り3階以上のフロアへ移動を行うこととしております。その場合、議員御案内のとおり、移動し切れない書類が残ってしまいます。業務への支障としましては、過去に実施した事業の資料の確認が困難となることや個人情報に記載されている書類であれば、それが紛失するといった支障が出ると考えられます。

次に、2点目の地下の機械室にある機械類が浸水した場合、どのような支障が考えられるのかについてであります。

庁舎が浸水被害を受け、受変電設備及び自家発電設備が機能しなければ、庁舎全体の電力が使用できなくなるため、業務の中心となるパソコンなどが使用できず、市役所の各種業務が麻痺することとなり、庁舎全体の空調機能についても停止することになります。

また、地下ではありませんが、現庁舎の周囲には庁舎への給水用の受水槽やブロードバンド施設用の自家発電設備も設置されておまして、受水槽が被害を受けた場合には、飲料水をはじめトイレの使用もできなくなります。ブロードバンドにつきましては、自家発電機が被害を受けると、市内全域でインターネットやケーブルテレビが利用できなくなります。

そのようなことから、庁舎を耐震補強することになりますと、これらの設備類を上階に移設する必要がありますが、現庁舎内の2階以上には設置するスペースがありませんので、設置スペースを確保するためには新たに建物の増築等が必要となってまいります。

また、現在設置している設備類につきましては、設備自体が古く老朽化が進んでおり、移設は不可能でありますことから新規設置となります。

次に、(3)災害復旧についてであります。

庁舎への津波浸水被害があった場合、本市の災害復旧・復興にどのような支障が想定されるのかについてであります。

室戸岬沖を震源とするマグニチュード9クラスの南海トラフ巨大地震が発生した場合、庁舎周辺は最大で3メートルの浸水が想定をされており、また瓦礫等の庁舎への流入による被害も想定をされます。

庁舎への津波浸水や瓦礫等の流入があった場合、庁舎1階に設置しているパソコン等電子機器や庁舎敷地内に駐車している公用車への被害、庁舎の執務スペースの喪失により業務ができなくなり、災害復旧・復興に支障を来すことになると考えております。また、防災機能を移転した場合でも、電子機器や公用車、執務スペースの確保等の課題があり、本庁舎と同等の機能の確保は難しいと考えております。

これらのことから、南海トラフ巨大地震が発生した場合、現庁舎が津波浸水区域に位置している以上、津波による庁舎への被害やその後の迅速な災害復旧・復興業務に支障を来す可能性を否定できないため、耐震補強の場合はこうした課題への対策が必要不可欠であると考えております。

私からは以上であります。教育長及び関係課長に補足答弁をさせますので、よろしく願いをいたします。

○議長（亀井賢夫君） 武井教育次長兼学校保育課長。

○教育次長兼学校保育課長（武井知香君） 濱口議員に、2、保育所及び学校適正規模・適正配置基本計画についての小学校について、小規模特認校制度と複式学級についてお答えをいたします。

まず、小・中学校の校区につきましては、2校以上学校がある場合、学校教育法施行令の規定によりまして、あらかじめ定められた通学区域に基づき就学する学校を指定することとされています。これが基本でございますけれども、教育委員会が要綱等で小規模特認校制度や区域外就学制度を定めた場合、地域の実情や児童・生徒の具体的な事情により、指定された学校の変更を認めることができるものでございます。

御質問の小規模特認校制度とは、特定の学校を特認校として指定し、少人数での教育のよさを生かしたきめ細やかな指導や特色ある教育を行うものでございます。小規模での教育を保護者や児童・生徒が希望する場合、通学区域に関係なく、市内のどこからでも就学を認めるもの

でございます。

この小規模特認校制度のメリットといたしましては、小規模特認校以外の学校から就学することが認められますので、今まで小さな集団で人間関係が固定化していたところに他の地域の児童・生徒と接することによりまして、表現力の向上や人間関係の再構築ができることなどがあります。また、小規模校ですので、一人一人の学習状況や内容の定着が把握でき、きめ細かな学習指導等を行うことができることや、一人一人がリーダーになる機会が多くなる、保護者や地域住民との連携により地域の特性を生かした教育活動を行うことができるようになるということがメリットとして挙げられます。

次に、学校の津波への対策についてでございます。

市内の全小・中学校は、高知県安全教育プログラムに基づきまして、南海トラフ地震をはじめとする様々な危険から自らの命を守り切ることができるよう安全教育や防災の授業を実施しております。

防災の授業では全学年年間5時間以上、避難訓練は緊急地震速報なども活用して授業中のみではなく休み時間の実施も含め年間3回以上実施しております。特に、津波浸水区域にある学校は避難訓練の回数を重ねております。羽根小学校では、津波を想定した避難訓練を年間6回行っております。また、放課後の避難訓練や地域の自主防災組織との合同訓練を行っている学校も複数ございます。

次に、複式学級の現状でございますが、本年度完全複式の学校は、佐喜浜小学校と元小学校でございます。吉良川小学校は1年生と2年生は単式学級ですが、3、4年と5、6年生が複式学級。羽根小学校は2、3年が複式学級でございます。

複式学級のデメリットでございますけれども、複式ですと授業中に自習の時間ができますので、慣れない間は戸惑うことがあるかと思いますが、それ以外については小規模学級のデメリットであると考えております。例えば、限定された相手とだけの交流になり、学習の場面で多面的に考えながら議論をすることが難しくなるや、グループ学習や小学校の専科教員による指導などの多様な学習指導形態が取りにくい、学年や性別などに極端な偏りが生じやすくなるなどが挙げられます。

次に、少人数学級での学校教育が可能なのかについてでございます。

学校教育は、子供たちが様々な変化に積極的に向き合い、他者と協働して問題を解決するなど、これからの時代を生き抜くための生きる力である知、徳、体のバランスの取れた力を育む場所でございます。しかしながら、ごく小規模の集団となれば、その力を育むことが難しくなる場面も考えられますので、その対応として小規模特認校などの制度の導入を検討することとしております。

次に、一定規模の集団とはどのくらいの数かにつきましては、学校教育法施行規則におきまして、小学校の学級数は12学級から18学級以下を標準とするとされております。また、高知

県教育委員会においては、平成17年3月29日付の小・中学校適正規模検討委員会からの提言によりますと、小・中学校の適正規模につきましては小学校12学級程度、中学校は6学級程度、学級規模は、教育効果の観点などから、20人程度もしくは25人程度かそれ以上が望ましいとされているところでございます。

令和3年12月に提出されました室戸市保育所及び学校適正規模・適正配置等検討委員会報告書におきましては、小学校は、児童及び保護者への環境の変化による負担増、特に低学年の児童への負担が大きいことなどから当面統廃合については検討課題とし、状況に応じて保護者及び地域の意見を聞きつつ慎重に検討を行うとの報告がありました。教育委員会といたしましては、この報告を重視し、基本計画では当面の間統廃合については検討課題とする。しかし、検討は継続して行わなければならないとしているところでございます。私からは以上です。

○議長（亀井賢夫君） 昼食のため13時まで休憩いたします。

午前11時54分 休憩

午後0時59分 再開

○議長（亀井賢夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

執行部の答弁を求めます。百田教育長。

○教育長（百田貴昌君） 濱口議員に、2、保育所及び学校適正規模・適正配置基本計画についてのうち、(2)室戸中学校の移転計画についてと不登校について私からお答えいたします。

まずは、室戸中学校の移転計画についてでございます。

室戸中学校の高台移転につきましては、室戸市保育所及び学校適正規模・適正配置基本計画の中で室戸中学校の移転を令和7年度中と記載しております。室戸中学校につきましては、津波浸水区域であることや施設の耐浪性など、また移転の要望もあることから、できるだけ早期の移転が必要だと考えておりますので、基本計画においては工事期間等を検討した結果、令和7年度中の移転としたところでございます。

この基本計画につきましては、本市の保育所及び小・中学校の適正規模、適正配置についての案としてお示ししたものでございます。5月から8月にかけて地域説明会を開催し、その中で多くの御要望や御意見をお伺いしましたので、それらを踏まえて、今後実施計画を策定することとしております。

移転のスケジュールにつきましては、用地の選定に取りかかっており、室戸高校周辺でアクセスやインフラ整備等において最適な用地を選定するための資料作成に係る予算を今定例会に計上させていただいております。これらの用地選定作業も含め、新型コロナの影響等もあり、他市町村でも資材や人材不足などの理由により学校の建設工期が伸びているということもお聞きしておりますので、一定の期間遅れが生じるのではないかと考えておりますが、一日も早い移転に向けて取り組んでまいります。

総事業費につきましては、現時点での試算ではございますが、土地購入、建築費用、移転に



係るその他の費用を含めて約21億3,200万円を想定しております。建築費用につきましては、学校施設環境改善交付金による2分の1から3分の1の範囲での補助に加え、市負担分については過疎債も活用することとしております。

次に、室戸高校と施設共有の協議についてでございます。

室戸高校との協議については一定終了しております。協議の中で、教室については、総合学科であることから何らかの形で教室を使用していることや、中学校には高等学校にない特別支援学級や技術室の設置が必要であること、また体育館についても部活動数や様々な学校行事などにより共有は難しいことが分かりました。ただ、今後も室戸高校との連携については取り組んでまいりますので、できるだけ近くに整備できればと考えております。

最後に、学級数や教員が少なくなることによる教育課題につきましては、様々なデメリットが考えられます。例えば、同じ集団の中で生活するため人間関係が固定されやすい、切磋琢磨する教育活動ができない、クラブ活動や部活動の種類が限定される、免許外教科が増える、また子供たちの学力の定着、向上、生活習慣の定着などの教員個人の力量への依存が高くなることが挙げられます。

いずれにしても、室戸中学校の高台移転につきましては早期に対応する必要がありますので、室戸中学校移転計画を策定し、できるだけ迅速に対応してまいりたいと考えております。

次に、3、不登校についてでございます。

まず、不登校とは、年間30日以上長期欠席児童・生徒のうち、何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、児童・生徒が登校しない、あるいはしたくてもできない状況にあることとされております。

本市では不登校の児童・生徒が多い状況が続いており、教育委員会といたしましても大きな教育課題の一つと捉えております。本市の不登校の主な要因としましては、朝になると頭痛や腹痛になるような身体の不調や、ゲームなどにより昼夜の生活が逆転してしまう生活習慣の乱れ、家庭の教育力の弱さや登校への無気力、無関心などの学校以外の要因が多く、全国と同様の要因が見られます。また、不登校傾向の児童・生徒数につきましては、11月末で10日を超えて30日未満の欠席の児童・生徒のうち不登校傾向とみなされる人数は、小学校で4名、中学校で5名となっております。

不登校傾向の子供たちへの対応は、状況の把握や変化について学校が家庭訪問や面談などを行っております。現在、不登校の子供たちへの対応は、不登校児童・生徒への学校復帰などへの支援の充実と新たな不登校を生じさせない、この2つの観点から様々な取組を進めております。

まず、不登校児童・生徒への支援の充実といたしまして、不登校の子供たちの居場所として教育支援センターを設置しております。教育支援センターでは、児童・生徒一人一人に対応す

るため支援員を複数配置し、夏休みの開所やスクールカウンセラーへの相談体制など支援を行っております。また、学校内に適応指導教室を設けて、不登校傾向の子供の居場所をつくっている学校もございます。教育支援センターや校内適応指導教室には、タブレットやビデオカメラを利用して教室からの授業ライブ配信を行うなど、学力保障も行っております。不登校に対応する専任教員につきましては、県指定校として要望を行っておりますが、本市には配置されておりません。しかし、校内適応指導教室を設置している学校では、時間割を調整して子供を1人にすることがないよう対応しております。不登校の子供や家庭に関しての支援として、不登校担当教員を中心に、自立支援として従来の学級担任による家庭訪問のみでなくスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの協力を受けながら個々の状況に応じた対応を行っております。

次に、新たな不登校を生じさせない取組につきましては、今年度から新たな不登校を生じない学校づくり推進事業を室戸中学校区に指定して取組を進めております。この事業は、室戸市として初めて、私立保育所も含めた保育から小・中学校までの連続の中で児童・生徒の成長を支援することにより新規不登校を減少させる未然防止の視点で取組を進めております。子供たちの学校内での居場所づくりや絆づくりに取り組み、学校生活を楽しく充実させることで新規不登校の減少に取り組むものでございます。

これらの取組により、新規不登校出現率が極めて少なくなっており、本年11月末での1,000人当たりの不登校児童・生徒数は小学校で12.9人と、令和3年度の全国平均13人と変わらないレベルまで改善しているところでございます。中学校は1,000人当たり87.6人であり、令和3年度の全国平均50人と比較しますとまだまだ高い人数ですが、令和3年度の本市の人数117.9人と比較しますと大きく改善されてきております。

今後は、これらの取組により本市の不登校児童・生徒数は減少していくものと考えておりますが、さらなる取組といたしまして、いじめや不登校が生じにくい学級、学校づくりや分かりやすい授業づくりにより、児童・生徒にとって居心地がよく、安全・安心な場所となるような未然防止の観点、児童・生徒のささいな変化に気づき、早期発見、早期対応を行う初期対応の観点、個々の児童・生徒の状況や抱えている課題に応じた個別自立支援の観点、この3つの観点を取組を充実させることで、本市の不登校課題の改善を進めてまいります。以上でございます。

○議長（亀井賢夫君） 小松市民課長。

○市民課長（小松達也君） 濱口議員に、大きな4点目の(2)庁舎の浸水被害についての市庁舎1階部分が浸水し、書類や機器等が水につかった場合、どのような支障が出るかについて、市民課の業務別にお答えいたします。

市民班は、住民票、戸籍、印鑑登録証明書等はデータ化し、機器にて管理、発行しており、そのデータは平日終業後毎日バックアップをして3階の電算室のサーバーでも管理しておりま

すので、データが消失することはないと考えられます。しかし、電子化前の戸籍・附票等には紙ベースで保管のものもあり、紙の破損や文字が読めなくなるなど、個人情報損失のおそれがあります。また、機器類、電話、ファクスも使用できなくなることから、戸籍届出書等が提出されても内容が確認できないため受理も困難で、例えば死亡届の提出の場合に火葬許可書の発行が遅れる、またはできないなど、各種申請・発行業務に大きな支障が出ると考えられます。

なお、マイナンバーカード関係は機器により発行し、データは地方公共団体情報システム機構が管理しており、データの消失はないけれど、申請等ができず大きな支障が出ると考えられます。

次に、保険年金班は、国民健康保険、後期高齢者医療、国民年金とも機器により情報管理、証明書発行等を行っており、国保連合会、後期高齢者医療広域連合、南国年金事務所等と連携しているため、それぞれでデータのバックアップをしており、データが消失することはないと考えられます。しかし、機器等が使用できなくなることで、例えば国保の保険証が発行できないなど、市民班と同様、各種申請・発行業務に大きな支障が出ると考えられます。

次に、生活環境班は、各種機関や団体等との連携端末はなく、データは市のファイルサーバーで管理しており、データが消失することはないと考えられます。しかし、発災後の災害ごみの処理や防疫消毒などに対応していることで、電話、ファクスが使用できない中、窓口での要請や問合せが集中するなど、業務全般において適時適切な対応ができず大きな支障が出ると考えられます。

このように各種データの消失はないと考えられますが、市民生活に直接関わる多くの申請や届出の受理、各種書類の発行などが困難となるとともに、ごみ処理や消毒など環境衛生分野の適時適切な対応もできず、市民課業務に大きな支障が出るものと考えられます。以上でございます。

○議長（亀井賢夫君） 西村税務課長。

○税務課長（西村城人君） 濱口議員にお答えいたします。

大きな4点目の耐震補強工事と津波被害についての庁舎の浸水被害についての3点目、税務課分をお答えします。

税の賦課徴収及び住宅使用料の管理における業務で使用しているシステムデータにつきましては、浸水区域外である市外のデータセンターにおいて、リアルタイムの同期及び日々のバックアップをしており、また住宅新築資金等貸付事業関係も同様に、市外において発災時の最新データがバックアップされる仕組みとなっております。有事の際はそこからデータ復旧することが可能であります。

しかしながら、データ復旧及び機器類の復旧には、L2クラスの広範囲における大規模地震を想定すると、非常に長い時間が必要と考えられます。例えば、発災後3日以内に開始すべき

被災家屋の調査が、基礎となる家屋台帳など必要な資料が流出や損傷によりデータ復旧するまで手元にはそろわず早期の着手ができないことや、また2週間以内に開始すべき罹災証明などの各種証明事項の発行にも影響を及ぼすなど、復興に関わる業務が非常に遅滞することとなります。そのため、市民の皆様が必要とする生活の再建や地域社会の復興にも多大な支障を来すものと考えられます。

税務課としましては以上となります。

○議長（亀井賢夫君） 森岡福祉事務所長。

○福祉事務所長（森岡 光君） 濱口議員に、大きな4点目、耐震補強工事と津波被害についての(2)庁舎の浸水被害について、福祉事務所分について質問にお答えいたします。

福祉事務所におきましては、生活保護や児童手当等の業務を行っております。

保護に関しましては、保護記録や扶助等について管理する総合的な電子システムを導入しており、本庁舎内、上部階のサーバーにてデータ管理をしておりますが、現在このサーバーのデータも庁外の安全な場所に保管すべく、クラウド化に取り組んでおります。

また、児童手当、児童扶養手当等は、庁内一括管理の基幹業務システムにおいて既に庁外サーバーでデータ管理がされていますので、そのサーバーに支障がなければ復旧は可能ですが、復旧に時間を要する可能性があると考えております。

次に、申請書類等紙媒体につきましては、個人情報に掲載された書類はおおむね施錠できるキャビネット等で保管をしておりますので個人情報の流出は一定防ぐことができると考えておりますが、書類自体の水損は免れないため、各データ復旧に多くの時間を要した場合、生活保護業務全般また児童手当や児童扶養手当等の支給に支障を来すことが想定されます。以上でございます。

○議長（亀井賢夫君） 中屋水道局長。

○水道局長（中屋秀志君） 濱口議員に、大きな4点目の(2)庁舎浸水被害についての中で、1階が浸水し書類や機器類が水につかった場合にどのような支障が出るのかについて、私のほうから市長答弁を補足させていただきます。

水道局には、水道工事に関する書類や決算書等の永久保存すべき重要書類が数多くありまして、これらの書類が浸水した場合には、各年度の決算状況及び水道管布設替工事等の施工箇所、契約内容や配管図等が不明になるおそれがあり、今後の水道事業の運営に大きな支障を来すものと考えております。

なお、現在日常業務において導入している公営企業会計のシステムについては既にクラウド化しております。浸水によりパソコン等の機器類が水没した場合、データが破損することなく以前の情報をそのまま取得できるようになっております。しかしながら、水道管等給水に係る情報をまとめた管路管理システムについては、委託業者がデータのバックアップを取っているものの、パソコン機器自体が故障しますと送・配水等についての情報が確認できなくなりま

す。

また、水道局内に設置しております監視盤が浸水すると、主なポンプ場や配水池の状況確認等が困難となり、老朽化した水道管の破裂による漏水などへの対応ができなくなるのではないかと懸念もしているところであります。

いずれにしましても、機器類が水没してしまうことにより機材やデータの復旧に相当の日数を要し、水道業務全般が機能せず、市民生活に最も重要かつ基本的なライフラインであります水道水の安定給水が困難になるなどの支障を来すものと想定をしておるところであります。

**○議長（亀井賢夫君）** 松本会計課長。

**○会計管理者兼会計課長（松本弥生君）** 濱口議員の御質疑にお答えします。

大きな4点目、耐震補強工事と津波災害について、(2)庁舎の浸水被害について会計課の業務に関してお答えします。

会計課の歳入歳出業務は財務会計システムで管理しておりますが、浸水区域外である市外のデータセンターにおいて日々バックアップをしており、有事の際にはデータ復旧をすることが可能となっております。しかしながら、1階が浸水し、書類や機器類が水につかりますと、出納業務に支障を来し、市民への支払いや納付書での入金確認作業等がストップすることとなれば市民生活にも大きな影響を及ぼすものと考えられます。

また、支出命令書等の証拠書類につきましても、浸水被害により損傷し、決算や監査事務などに支障を来すほか、後日の確認ができなくなるなど、証拠書類としての目的を果たせなくなることが考えられます。

会計課としましては以上でございます。

**○議長（亀井賢夫君）** 山本防災対策課長。

**○防災対策課長（山本康二君）** 濱口議員に、大きな4点目の(3)災害復旧について、市長答弁を補足させていただきます。

庁舎への津波浸水被害があった場合、本市の災害復旧にどのような支障が想定されるのかについてでございますが、まず大規模災害発生後から市が行う業務としましては、大規模災害時に災害応急対策を実施しながら行政サービスをどのように継続、再開、早期復旧させるかを定めた室戸市業務継続計画に基づき、まず災害発生からおおむね6時間以内には、人命救助、避難誘導や災害対策本部の設置、被害情報の収集・伝達、避難所の開設などの業務を開始。6時間後から1日以内には、避難所情報や危険情報などの住民への広報や、道路・山林・農地等の被害状況の調査、交通規制、水、食料、生活必需品の確保、配布などの業務を開始。3日以内には、自衛隊をはじめとする受援が本格化し、炊き出し、応急給水活動、道路啓開、山林・農地・河川等の応急復旧、被災者の体調管理等保健活動の実施などの業務を開始。2週間以内には、通常ごみ・し尿の収集業務、各種証明書、通知書等の発行、学校授業の再開、保育所の再開などの業務を開始。1か月以内には、応急仮設住宅の設置や生活再建支援のための情報提

供・相談受付、税・保険料等の減免等に関する業務などを開始することとしております。

これらの業務につきましては、発生頻度の高いL1クラスの地震、津波の発生時から実施する業務ではありますが、最大クラスであるL2クラスにおいても、実施時期は遅れますが、同じ内容の業務を行うものであり、各部署による広範囲の業務への対応が必要となってきます。

こうした業務を行うに当たりまして、災害対策拠点施設には住民に関するデータ、防災行政無線やパソコン等の機器に加え各部署の執務スペース、また公用車が一定確保されているなどの環境が必要であると考えております。しかしながら、防災機能を移転した場合でも本庁舎と同程度の環境の確保が難しいことを考えますと、津波浸水や瓦礫等流入による被害を受け、本庁舎の機能が喪失した場合には、各業務への早期の着手が難しくなると想定され、迅速な災害復旧に支障を来す可能性は否定できないと考えております。

先ほど各課長のほうからも支障の部分について答弁がありました。現庁舎が津波浸水区域に位置している以上、津波浸水や瓦礫等流入による被害については否定できないところであります。

今後、庁舎の整備方針が耐震改修ということになった場合は、先ほど言いました課題、ここへの対策というのは必要不可欠な部分だというふうに考えております。以上でございます。

**○議長（亀井賢夫君）** 濱口太作議員の2回目の質問を許可いたします。濱口太作議員。

**○8番（濱口太作君）** 1点だけお伺いをいたします。

4の耐震補強工事と津波災害についてであります。

1回目の質問でも指摘をしましたように、現庁舎の耐震補強工事を行い現在地にとどまるとなりますと、現在地は津波浸水区域でありますので、庁舎が浸水や部分倒壊を受け、各課長から答弁のありましたように、市役所の業務に大きな支障が出ることになり、庁舎の復旧や機器類の購入に多額の予算も必要となってきます。

また、それだけでなく、国は南海トラフ巨大地震が起きると220兆円を超える経済被害が出ると想定をしております。このため、復興に必要な建築資材や機器類、業務に必要なパソコンや車などが不足し、発注しても納品されないという事態が長期間続くことが想定をされます。市役所の業務が停滞をし、そのことによって被災した町の復興も進まないという結果につながっていくと思います。その結果、市民生活にも大きな支障が生じ、市民より批判されることが想定をされます。こういったことが、まだ市民の方々にはよく分かってないと私は思います。

これから住民説明会や各家庭への情報提供も行われるようですので、市役所が被災した場合、こういうことが起こり得るんだということをしっかりと情報提供をすべきだと考えますが、市長の所見をお伺いをいたします。

以上で一般質問を終わります。

**○議長（亀井賢夫君）** 執行部の答弁を求めます。植田市長。

**○市長（植田壯一郎君）** 濱口議員の2回目の質問にお答えをさせていただきたいと思いま

す。

御質問の趣旨は、今の現状のこの市役所で耐震補強対策に取り組むようになった場合、特に庁舎、津波を想定すると、1階部署にあるそれぞれの課や事業に大きな影響が心配されるといったことに合わせて、そうしたことを改善、整備するに当たっても、大きく被害を受けた環境の中でなかなか機器類、パソコンなんかの備品の導入なんかもできなくなって、より一層復興には市民に迷惑をかけることが心配されるので、これから執り行います住民説明会においては、今先ほど各課のほうから、もし耐震補強をした場合にはどういった支障が心配されるのかといった具体的な答弁をさせていただきましたけれども、そうしたことの情報がまだ市民のほうには十分じゃないように受け止めているので、しっかりとそうした説明もされるようにというこの姿勢を問われたと受け止めました。

濱口議員の御指摘のとおりでございます。私もそうした現場の状況と合わせ、補強、移転、それぞれのメリットになるところだとか問題点だとかありますけれども、そうした公平性も担保をしながら、現実、津波の来る場所でこの庁舎を続けて耐震補強をして使うようになると、大変大きな物事の問題を抱えるといった現状の説明はしっかりと住民に理解していただけますように説明を重ねてまいりたいと思いますので、よろしくお願いを申し上げます。

**○議長（亀井賢夫君）** これをもって濱口太作議員の質問を終結いたします。

次に、小椋利廣議員の質問を許可いたします。小椋利廣議員。

**○5番（小椋利廣君）** 5番小椋利廣。令和4年12月第7回室戸市議会定例会におきまして、市民を代表して一般質問を行います。

1番、市長の政治姿勢について。

(1)令和3年3月に作成した室戸市総合振興計画書についてお聞きをしたいと思います。

令和3年3月に作成された室戸市総合振興計画書では、本市が直面する人口減少や少子・高齢化などの様々な課題に対して、市民と行政が自助・共助・公助の観点に立ち、協働のまちづくりを推進するとともに、産業振興や移住・定住の促進、交流人口の拡大を図るなど地域経済の持続的な発展に取り組んでまいりましたと書かれております。しかしながら、若年層を中心とした人口流出に起因をする少子・高齢化などの影響により、人口減少が急速に進んでいる状況であります。

令和3年、2021年3月に作成されたこの室戸市総合振興計画書では、今後9年後、令和11年、2029年までの将来像を、みんなが生き生きと活躍し、健康と幸せと豊かさを実感できるまちとした新しい室戸市総合振興計画書を作成しましたとされております。この計画書は、本市の今後9年間にわたるまちづくりの大きな指針となるもので、前期基本計画と後期基本計画の2本立てで構成をされて、第1編の序論から第4編の資料編まで全97ページにわたり、立派な室戸市総合振興計画書が作成をされております。

その総合振興計画書の趣旨は、将来のまちづくりは行財政運営を総合的かつ計画的に推進するための指針となるものであり、本市の行財政計画の最上位に位置づけていますとされております。みんなが生き生きと活躍し、健康と幸せと豊かさを実感できるまちとした新しい非常に立派な総合振興計画書が作成をされております。

第1編の序論の8、行財政の中では、今後30年以内に70%から80%の確率で発生をすると予想されている南海トラフ巨大地震に対する防災対策や庁舎の耐震化など、また近い将来、公共施設などの老朽化に伴う更新経費や維持管理経費の増加が予想されております。徹底した内部管理経費の削減、事務事業、公共事業の見直し、地方債の新規発行額の抑制などに取り組むとともに、地域における特徴ある資源を生かした新たな財源確保に向けての施策を積極的に展開し、計画的かつ健全な行財政運営を目指す必要があるとされております。

第3編の基本計画の中の基本目標4、安全に安心をして暮らせるまちづくりの中の(1)の防災対策の充実では、防災施設、救急体制の充実の中で、南海トラフ巨大地震などの大規模災害に備えるため、防災倉庫の建設を進め、防災資機材や食料などの備蓄の充実を図るとともに避難所における良好な生活環境の確保に向けて取り組むとされております。

令和3年3月に作成された室戸市総合振興計画書には、今後30年以内に70%から80%の確率で発生をすると予想されている南海トラフ巨大地震に対する防災対策の対応策は、庁舎の耐震化と明確に記載をされており、市庁舎の新築移転などの文言は一切記載をされておられません。想定見積額が40億円や50億円とも言われている巨額の経費を要する市庁舎の新築移転の話は、急に降って湧いたように、いつ、どこで、誰から出てきた話かをお聞きをしたいと思います。

また、令和4年12月7日の新聞記事では、馬路温泉の改修工事は当初10億円程度を想定をしていたが、コンサルタント会社によると、資機材の高騰や物価高の折、15億円から20億円程度が見込まれると載っており、今後は大きな事業については現在の想定事業費に対して1.5倍から2倍程度の事業費が見込まれてないと完成ができていかなないと考えております。庁舎の建設も、例えば建設工事が今後5年や6年も先になってくると、資機材の高騰やこの物価高の折、現在の想定見積額では到底建設はできていかなないと考えております。

今後、各地域で説明会が行われていくと思いますが、庁舎の新築移転に対する想定の見積金額は、どのように計算をされた額で説明会に臨まれていくのかお聞きをいたしたいと思います。

また、室戸市総合振興計画書では、庁舎の耐震化と明確に書かれておりますので、非常に重要視をされていると思いますが、今後は庁舎の耐震化についてはどのように取り組んでいくのかお聞きをいたします。

(2)むろと廃校水族館の施設の充実についてお聞きをいたします。

むろと廃校水族館は、2018年、平成30年4月26日にオープンをいたしまして、はや4年が経過をしております。現在までの入館者数は約52万3,000人となっており、入館料は大人が



600円、小・中学生が300円、乳幼児は無料となっておりますが、全国的に新型コロナウイルスの感染者が増加をしてきたことで入館者が激減をしており、非常に苦慮をしているとお聞きをいたしております。

参考までにお話をしますと、県立桂浜水族館の入館料は大人が1,200円、11月より1,600円になっちゅうようです、小学生は600円、幼児は300円。最近開館いたしました県立足摺海洋館の入館料は大人が1,200円、小・中・高生が600円、幼児は無料となっておりますので、むしろ廃校水族館の入館料が一番安く、入館者には非常に喜ばれておりますけれども、現在の経営状況は非常に厳しい状況が続いているとお聞きをいたしております。

最近では経済の活性化が言われている中で、廃校水族館は全国的にテレビ放送での取材を受けたり、旅行会社と観光客誘致のためにいろいろな発信をしているとお聞きをしておりますが、今後の入館者の増加につなげていきたいというふうに考えているようです。

廃校水族館の現在の飼育魚種は約50種類、飼育の魚数は約1,000匹以上で、管理運営に当たる職員数は6名で、飼育魚の餌代はますます上昇しており、電気代も企業用の電気代が高騰してきたことで夏場の電気代が月に80万円以上に上がり、各大敷組合の定置網から取れる魚種の確認に毎日朝と昼の2回巡回をすることと、また甲浦の漁港や安芸漁港に行くことで車の燃料代も大きく高騰して、非常に厳しい経営状況が続いていると言われております。

今後、コロナ感染の対応明けの施設の充実については、複数の団体が来ても対応ができていけるように、屋上に上がれるように施設を改造していただき、屋上でいろいろなプログラムが対応ができていけるように取り組みたいと言われており、また屋上から椎名大敷組合の網持ちの操業が見える望遠鏡の設置や電気代の経費を節減するソーラーシステムの設置、バリアフリーの設置、職員の住居確保が困難であり、停電発生に気づいたり、駆けつけたりできるように、職員はなるべく近くで住める住宅が確保できないかなどなど、いろいろな要求が出ておりますので、できる範囲で対応ができていかないかお願いをいたしたいと思っております。

室戸市としては、廃校水族館に指定管理料を現在は払っておりませんので、施設の充実については市としても全面的に取り組んでやらなければ、施設の運営が困難になったとき困るのは室戸市ではないでしょうか。全国版のメディアに取り上げられて、室戸市の交流人口の拡大にも大きく貢献をしてくれているむしろ廃校水族館に室戸市もできるだけ協力をするべきだと考えております。

また、廃校水族館の建築物の耐震診断はできているのか、お聞きをいたしたいと思っております。耐震診断ができているようでしたら、その内容をお聞きをいたしたいと思っております。

(3)令和4年11月20日の室戸市長選挙についてお聞きをいたします。

令和4年11月20日に行われました市長選挙で植田市長が再選をされて、まずはおめでとうございます。今回の選挙は投票率が45.74%であり、半分の50%を大きく下回りました。前回4人が立候補した2018年を20.53%も下回り過去最低となり、市民の選挙意識が大きく低下をし

た選挙ではなかったかと考えております。当日の有権者数は1万960人で、有効投票数が4,835票、無効投票が178票あり、投票者数は5,013人で、植田市長の獲得投票数は3,527票あり、有権者数1万960人の中で植田市長への投票率は32.18%であります。

室戸市民の有権者の中で約10人に3人が植田市長に投票されたことになりましたが、このことに対して植田市長は市民に大きく信任をされたと感じているのか、まずお聞きをいたしたいと思えます。

今回の選挙は、令和4年11月13日の日曜日に告示をされ、11月20日の日曜日に選挙が行われました。今回の選挙においては、有権者の方々から、11月14日の月曜日に入場券が届いてないという連絡が、相当数、私のところにもありました。私のところには、11月15日の火曜日に入場券が届きました。当日の有権者数は1万960人であり、11月13日の告示日には入場券が届いていなかったらいけないと思えます。また、11月13日の告示日に入場券が届かなかったことについて、多くの市民の方からお叱りの声が多く寄せられました。11月13日の告示日に入場券が届かなかった人は何人いたのか、お聞きをしたいと思います。

また、11月13日の告示日に入場券が届かなかったことは、どういう理由であったのかお聞きをしたいと思います。

また、告示日の11月13日に入場券が届かなかったことについて、投票率に関係があると想定をされるのか、また投票率に関係があるとしたら何%ぐらいになると想定をされるのか、選挙結果の勝敗には関係はないのか、また告示日の11月13日に入場券が届かなかった有権者の方々にはどのような方法で謝罪をされているのかお聞きをいたしたいと思えます。

今後、これからの選挙に対しては、今回の選挙の結果を受けて、入場券の配布や期日前投票についてはどのように対応されていくのかお聞きをいたしたいと思えます。

これで、第1回目の質問は終わります。

○議長（亀井賢夫君） 執行部の答弁を求めます。植田市長。

○市長（植田壯一郎君） 小椋議員にお答えをいたします。

(1)令和3年3月に作成した室戸市総合振興計画書についてであります。

議員御指摘の南海トラフ地震に対する防災対策や庁舎の耐震化等の表記につきましては、令和3年3月の計画策定時点においては、地震対策として今後の庁舎整備の方向性が決定した事項ではなかったことから庁舎の耐震化等と表記をしておりますので、御理解いただけますようよろしくお願いをいたします。

初めに、市庁舎の新築移転について、いつ、どこで、誰から出てきた話かについてであります。

令和元年12月に本庁舎の耐震診断の結果、震度6強から7程度の規模の地震に対して耐震性の基準を満たしていないことが判明しました。その後、令和2年2月から9月までの間に、副市長を委員長とし、各関係課長で構成された本庁舎地震対策検討委員会を計5回開催し、地震

対策などについて協議や検討を行う中で、現庁舎の耐震補強・改修工事とするのか、庁舎を移転し新たに建て替えを行うこととするのかなどを検討したところであります。

令和2年9月4日に、同検討委員会から、本庁舎の地震対策としての方向性について、耐震補強に比べ建設費は高額となるが、長期間の使用が可能、災害対応拠点施設として活用、市民サービス、利便性の向上、現時点で有利な起債の適用を理由として、津波浸水区域外への移転建て替えが必要であると報告を受けたことが新築・移転の話の始まりであります。

次に、物価高騰などの影響が想定される中で、庁舎の新築・移転に対する想定事業費をどのように計算し、今後各地域で行われる説明会に臨むのかについてであります。

議員御指摘の社会情勢による物価高騰などの影響により事業費に変動があることは懸念されるところでありますが、現時点でどの程度事業費に影響を及ぼすかを試算することは困難な状況でありますので、今後行う住民説明会においては、これまでの住民説明会などでお示しをしてきた概算事業費で説明をし、物価高騰などによる事業費への影響が想定されるという説明を合わせて行うこととしております。なお、現在の移転・建て替えの場合の概算事業費約47億円につきましては、庁舎規模や工法などについて庁内での協議や基本設計及び実施設計の段階などで見直しを行い、事業費の抑制に努めていくこととしております。

次に、今後庁舎の耐震化についてどのように取り組んでいくのかについてであります。

庁舎の耐震化については、今後行われる住民投票の結果により判断していくこととなりますが、その結果として現庁舎の耐震補強、改修工事などの方向性となれば、震度6強から7程度の規模の地震に耐えることができる建物などの耐震補強工事に加え、前段の議員に御答弁しましたように、様々な課題が解消するための改修工事などに津波を想定した防災対策拠点施設の整備や、市民課や税務課など庁舎1階の対策などに取り組んでいくこととなります。

次に、(3)令和4年11月20日の室戸市長選挙に関してであります。

今回の市長選挙の投票率が45.74%と低投票率となったことにつきましては、大変残念に受け止めております。住民の皆様がより一層市政に関心を高めていただけるように市政運営を進めてまいります。

信任されたと感じているかにつきましては、有効投票数4,835票中、御支援賜りました3,527票は72.9%の支持率であり、信任に値すると受け止めております。なお、投票率の低いことや、支持いただけなかった皆様方の声なき声にもしっかりと応えていけるよう頑張っております。

私からは以上であります。関係課長に補足答弁をさせますので、よろしく願いをいたします。

○議長（亀井賢夫君） 大西観光ジオパーク推進課長。

○観光ジオパーク推進課長（大西 亨君） 小椋議員に、1、市長の政治姿勢について、(2)むろと廃校水族館の施設の充実についてお答えします。

むろと廃校水族館につきましては、ユーモアのある取組や情報発信により、開館当初から想定を大幅に上回る入館者を迎え、高知県東部を代表する観光施設となり、室戸市へ大きな波及効果を与える施設となっています。議員御案内のとおり、新型コロナウイルス感染症の影響や電気代の高騰など厳しい状況ではありますが、館長をはじめとする皆さんの努力により、入館者数につきましては減少を食い止め、緩やかな増加に転じております。

御質問のありました屋上を活用したプログラムのための改修工事やバリアフリー対策につきましては、これまでも要望をいただいております。市としてもその必要性も理解しているところであります。

むろと廃校水族館につきましては、取り組むべき課題が数多くある中、優先順位をつけて対策を進めており、現在は安定的な海水の取水対策を第一に取り組んでいるところであります。

また、職員の住居確保につきましては、椎名地区で移住者用の住宅が少ないとお聞きをしておりますが、移住者対策として空き家改修の補助制度を拡充したり、関係者のネットワーク構築等による住居確保の取組がされておりますので、むろと廃校水族館との情報共有を強化し、職員の住居確保につなげたいと考えております。

次に、現在の廃校水族館につきましては、新耐震基準で建築されたものであるため耐震診断は行っておりません。

いずれにいたしましても、むろと廃校水族館は本市の重要な観光施設でありますので、活用できる補助金等の情報にアンテナを張るとともに、より効果的な対策を講じることができるようこれからも取り組んでまいります。以上でございます。

**○議長（亀井賢夫君）** 濱田総務課長併選挙管理委員会事務局長。

**○総務課長併選挙管理委員会事務局長（濱田亮士君）** 小椋議員に、(3)令和4年11月20日の室戸市長選挙についての質問のうち、市長が答弁した部分以外の部分につきまして、選挙管理委員会事務局長として私からお答えいたします。

投票所入場券につきましては、公職選挙法施行令第31条において、市町村の選挙管理委員会は、特別の事情がない限り、選挙の期日の公示または告示日以後できるだけ速やかに選挙人に投票所入場券を交付するよう努めなければならないと規定されております。

今回の市長選挙におきましては、4年前の選挙とほぼ同じタイミングの告示日前の4日前、11月9日水曜日の午後、室戸郵便局に投票所入場券を搬入しました。入場券の配達は、その後11月14日月曜日から16日水曜日にかけて行われたと聞いております。告示日の11月13日当日は配達が行われない日曜日でしたので、御質問の13日告示日に届いた方はいなかったということになります。これは、先ほどの公職選挙法施行令の規定に沿った形ではありますが、結果として市民の皆様にご迷惑を招いてしまったことにつきまして申し訳なかったと思っております。

御質問にございました投票所入場券が告示日当日に届かなかったことによる影響につきましてははかりかねるところでございますが、今回の反省を踏まえまして、今後の選挙からは入場

券が選挙人の皆様にできるだけ早く届く方法などについて郵便局側と十分に協議を重ねてまいります。私からは以上です。

○議長（亀井賢夫君） 健康管理のため14時20分まで休憩いたします。

午後2時4分 休憩

午後2時18分 再開

○議長（亀井賢夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

小椋利廣議員の2回目の質問を許可いたします。小椋利廣議員。

○5番（小椋利廣君） 小椋利廣。2回目の質問を行います。

まず、令和3年3月に作成された室戸市総合振興計画書についてもう一度お聞きをしたいと思えます。

この振興計画書は令和3年3月、2011年に計画をされて、市長、この振興計画書、この中の一番最初の市長の挨拶の中でこういうふうに乗っております。令和3年、2021年3月に、9年後、令和11年、2029年までの新しい本市の今後9年間にわたるまちづくりの指針となるもので、前期基本計画と後期基本計画で構成をされておりますというふうに、こういうふうに乗っちやります。この市長の挨拶の一番表紙に。

それで、この庁舎の耐震診断については令和元年12月に耐震診断が判明をしたというふうに市長は先ほど答弁をされておりますが、令和元年12月に耐震診断が判明されたものが令和3年に作成された総合振興計画書にどうして載ってないのか。それから、百田教育長から先ほど室中では令和7年までに高台へ移転をするというふうな答弁があったと思えます。令和7年に室中も高台に移転をするのであれば……。

○議長（亀井賢夫君） 小椋議員、教育長は答弁してないですよ、質問に対して。

○5番（小椋利廣君）（続） いや、前段の議員にそういう答弁があったやんか。

○議長（亀井賢夫君） あんたの質問をやらんといかんきに。

○5番（小椋利廣君）（続） それは分かった。ほいたら、今までの教育長の答弁の中でも、令和7年の途中であっても、完成がされたら高台へ移転すると、こういう、前の僕の質問にも答弁があったと思えます。そういう答弁があるならば、庁舎の移転新築についても、室中の高台移転についても、この総合振興計画書の中に載ってなかったらいかんというふうに私は考えております。

どうして載ってないのか、この振興計画書は何のために作られたのか。聞いてみると、この振興計画書は100部を作られて、それから後での100部からほかの部分については市役所のホームページで全部流しゅうと。こういうことをお聞きをしておりますが、総合振興計画書が作成された経緯というのは何なのかと。

市長は先ほど令和元年12月に耐震診断がきれいに判明したと、こういうふうに言ゅう。けど、そんなものは全然載ってない、後から分かったことやと市長は言うた。ほいたら、本市の

今後9年間にわたるまちづくりの指針となるものという話にはならないと思うがよね、これ。私は非常に不思議でおれんわけよ。こんな立派な総合振興計画書を作ったのは、18人が関わって作ったんじゃないかなと。この振興計画書の作成は、会長は室戸市商工会の会長さん、以下、教育委員会の委員が2名、農業委員会の委員が2名、農業関係者が2名、水産関係者が3名、商工関係者が1名、林業関係者が2名、人権尊重の社会づくりの協議会委員が2名、学識経験者が3名、こうって全体で18名もの人が関わった、新しい室戸市の今後9年間の指針となる総合振興計画書が作成されて、かっちりとその中の19ページには、今後30年以内に70%から80%の確率で発生をすると予想されている南海トラフ地震に対する防災対策や庁舎の耐震化とはっきりとこう書いちゃあるわけです。新しい庁舎の新築移転とかというのは一言も載っていない。しかし、耐震診断は、先ほどの市長の話では令和元年12月には判明しちゅうと。こういうふうに市長は答弁をされておりますが、この点について、この総合振興計画書との関連はどうなっていくのか、それからこの総合振興計画書は今後どのような取扱いでいくのか、これをもう一度お聞きをしたいと思います。

それから、先ほどの市長の話では、今後各地域で移転新築についての説明会においては、今の計画の予定の事業費約47億円で説明会に臨んでいくというふうに答弁があったと思います。しかし、今後は47億円では到底進んでいかない、恐らく2倍近い金額が出てこざったら、今後移転をしていくについても全く話にならないというふうに私は思います。そういった場合に、各地域で説明会を行っていくのについて、47億円でいきますよってという話が、そういうことがどんどんと先々行ってしまうと、実際、今度、例えば対応していくにはこの約倍ぐらいの金額やないとできていかんっていうことになってきたら、そのときのギャップが大きい、こういうことを今後どういうふうに説明をしていくのか、その辺についてお聞きをしたいと思います。

それから、むろと廃校水族館のことでお聞きをしましたが、むろと廃校水族館も、先ほど課長の説明では、入館者数もどんどんやないけんど若干は上向いてきているというふうな答弁があったわけやけんど、廃校水族館もコロナが起きてから入館者がぐっすり減ってきたことについて非常に苦慮して困っているというふうにお聞きをいたしております。この入館料の600円、これはもうほんまに最低の安い入館料でやりゆう、そして職員も6名おるといって言いよりも。それから、最近の電気代も、企業に対する電気代がぐっすり上がってきたというふうに言われております。それから、今後もまだまだ電気代は上がっていくであろうというふうに言われておりますので、電気代なんかも80万円では全然済まんようになってくるんじゃないかというふうに想像もされております。そして、先ほど課長の答弁で、入館者数も若干上向いてきていると言いよりもけんど、10人、20人増えたところで、600円の入場料でこれほどまで電気代が高騰していきゆう中で本当にあそこが対応できていけるのかどうか、これは非常に困っちゅうというふうに言よりも。それで、ちなみに指定管理料について話をしてみますと、南国市のSpace Factory、ここは南国市から年間の指定管理料が2,600万円だそ

うです。ほんで、これの建設費用が約16億円かかっちゃうそうです。それから、高知市の横山隆一記念まんが館、これは高知市から指定管理料が4,000万円だそうです。それから、四万十市の郷土博物館、これは四万十市から指定管理料が1,400万円。それから、この前開館した県立の足摺海洋館、これは高知県から指定管理料が9,000万円出ているそうです。という内容で、いろいろ施設は指定管理料の中で運営もされていきゆうということをおっしゃっています。しかし、むろと廃校水族館は指定管理料は一切出してないと、今のところ。なかなか厳しい状況が続いていきゆうと。しかし、むろと廃校水族館も含め、室戸市の情報発信については全国的に一番大きくいろいろな方面で発信をしていきゆうじゃないかというふうにおっしゃっています。

こういった施設を大事にしていくためには、やはりこの施設が単独でも、また指定管理料を出してでもやっていけるだけのことを見てやらないと、今後はやっていけんじゃないかというふうにおっしゃっていますが、この付近についてはどういうふうにお市長は考えてくれるのかお聞きをしたいと思います。

それから最後に、11月20日に行われました室戸市長選挙において、有権者数が1万960人で市長さんに投票された獲得票3,527票であるというふうには先ほどおっしゃっていただきました。けど、この中で市長さんは、この3,527票をいただいたことで私は信任をされているというふうにおっしゃっています。信任をされているということで、それは結構やと思います。信任をされているということで、今後室戸市政をどのように運営されていくのか、これをお聞きをいたしたいと思います。

これで2回目の質問は終わります。

**○議長（亀井賢夫君）** 執行部の答弁を求めます。植田市長。

**○市長（植田壯一郎君）** 小椋議員の2回目の質問に答弁をさせていただきたいと思います。

まず、1点目の室戸市の総合振興計画における位置づけに、本庁舎の、いわゆる移転等の物事が全く触れられてないと、しかもこの庁舎の耐震性の基準を満たしていないことが判明したのは令和元年12月であると、十分時間があるじゃないかといった御指摘をもっての御質問だと受け止めましたけれども、今年の6月の定例議会でも同じような御質問を小椋議員から受けまして答弁をさせていただいておりますけれども、御案内のとおり、この令和3年度に発行しました振興計画を作成するのは、令和2年度中にずっと関係の委員さん方々の意見をもらって取り組んできている。住民説明会なども全くできていない環境の中で大方の取りまとめがされているという背景で、令和3年度ということにつながってるわけでごさいます、この令和2年度の状況の中では、まだここに耐震補強か移転かといったような具体的なところまで、記するほどの、いわゆるこの庁舎問題に踏み込んだ議論ができてないというのが実際の背景でございしますので……。

（発言する者あり）

○市長（植田壯一郎君）（続） 耐震判断はそうですけれども、それから庁舎内での検討委員会をつくり、その検討の結果をもらったのが令和2年9月のことでありますので、実質はその間は庁内の中で議論をされていて、振興計画等の中にまだ位置づけができるほどのまとめになっていないといったスケジュール的な、タイムリーな時間がありますので、そこは御理解をいただきたいというふうに思……。

（発言する者あり）

○市長（植田壯一郎君）（続） それと、もし答弁が足りざったらまた折り返し御指摘をいただきたいと思えますけれども、2点目の質問でございますけれども、各地域の今後説明会を行う中で47億円という従來說明会をしてくることを主に説明をされるということですが、これだけ物価等が高騰する中で、大変ギャップが大きいのではないかと、そのことについてどう説明されるのかといった質問に受け止めました。

確かに、そのような問題はありますけれども、前段の答弁でもさせていただきましたように、一つには物価の高騰といった物事の心配も十分ありますけれども、これから庁舎対策、補強対策であっても4年、あるいは移転であると7年以上かかるという年月の中で、どういうふうに物価が高騰していくのかというのは今の時点ではなかなか具体化しにくいので、高騰といった物事はあるけれども今の状況はこういう計画ですよということで、高騰していく見通しのあることを伏せてしまうのではなくして、そんな可能性もあるといったこと。あわせて、今の47億円という庁舎、例えば先般整備されました宿毛市の庁舎などを見ますと、庁舎だけの整備費は23億円ぐらい、こんな状況なんかも情報収集しながら、本当に適正規模な室戸市の庁舎の在り方といったことも、これから物価などの変動も合わせて検討していくということになりますので、ぜひ御理解をしていただきたいと思えます。

3点目に、むろと廃校水族館のことで、いろいろ御提案だとか御指摘をいただきまして、県内における各市や県の観光施設の指定管理料も例に挙げられて、今のむろと廃校水族館もこうした物価高騰の中、県内では最も安い入館料で頑張ってるよといったことで、指定管理料がなくてやっていくことができますかという、それはもっと市のほうも応援をしてあげるべきではないですかという受け止めをしたわけでありましてけれども、廃校水族館も現在の指定管理者に最初に協議をされて指定管理をした背景等もありますので、そうしたことも踏まえて、さらにまた今の現状も合わせて協議をしながら今後の検討にさせていただきたいと思えます。以上でございます。

（発言する者あり）

○議長（亀井賢夫君） 小椋議員、室中は関係ないです。

（発言する者あり）

○議長（亀井賢夫君） 小椋利廣議員の3回目の質問を許可いたします。小椋利廣議員。

○5番（小椋利廣君） 小椋利廣。3回目の質問を行いたいと思えます。



先ほど市長は、市役所の庁舎の耐震化が令和元年12月にできて、令和3年につくちゅうきん、いろいろなこともあってこの中にはよう載せてないと、こういうふうに言われゆうけんど、令和元年12月に耐震診断ができちゅうのやったら、それをベースにこれに載せるか載せんかということをはなしてきてきたはずやと思うがよ。

それと、先ほども聞きましたけど、室中の高台移転も令和7年には高台移転をもう年度途中やっちやるといふふうに、今までの答弁の中でも言われちゅう中で、それらもこれらの中に載ちよらないかと思うがよね。大きく、室戸市総合振興計画書ってというのが、私は一番大事やといふふうに考えておりますので、その辺をもう一度答弁をいただきたいかなといふふうに思います。

それから、先ほど市長は廃校水族館のことで、指定管理料のことでいろいろ話がありました。確かに、これが始まった当時は、前の小松市長のときやったと思います。指定管理料は出さないという話はあったとは思いますが、しかし、それからの状況というのは大きく変わってきて、新型コロナの感染が大きく広がってきたことによって入館者が大きく随分減ってきたということで、何か今はもう非常に厳しい状況に陥っているといふふうにお聞きをしておりますので、この付近、今後において、先ほどの市長の答弁も含めて、最初は指定管理料は出さないといふふうな話で開館をしてやってきたわけですが、今後においてはそういうことも含めた中での取組をもう一度市長にお聞きをいたしたいと思っております。これで終わります。

**○議長（亀井賢夫君）** 執行部の答弁を求めます。植田市長。

**○市長（植田壯一郎君）** 小椋議員の3回目の質問に答弁をさせていただきます。

1つ目は、重ねて、市の庁舎の耐震化に対する物事が令和元年12月に既に耐震化がないことが判明をしているのにこの振興計画に位置づけられてないというのは、どうしても理解ができないという御指摘だったと思っております。

令和元年12月に耐震化が基準を満たしてないということが分かって、越して令和2年度の早期に庁内部での検討委員会を立ち上げて議論をまずしてもらって、それが出来上がったのが令和2年9月、始めて、内部の検討委員会で津波の来るところに庁舎を置くよりも高台移転するほうがいろんな面でいいんじゃないかという一つの考え方がやっとなされた状況です。これは、専門家の入った検討委員会をその後立ち上げて、諮問をして、答申をもらうたのは今年でございます。その間、令和2年度の中において、この3年度に出した振興計画のまとめをほぼ進めてきましたことから、この時点では本庁舎を耐震補強でいくのか、高台移転でいくのかというのは、振興計画の中に書き込むといったところには至っていないといったことが今の現状だということの御説明をさせていただいた次第でございます。

それと、室戸中学校の物事も、もう7年で高台移転をするということやったら位置づけはされてなかったらいけないんじゃないかと、振興計画というのはそういった重要なものではないかという御指摘。振興計画の重要性というのはおっしゃるとおりでありますけれども、こ

の室戸中学校の高台移転をいついつまでにするというのも令和2年度のうちでは固まった状況になく、地元の説明会にも全く入ることのできていない状況の物事でしたので、庁舎の問題と同じような状況から位置づけがなかなかできなかったというふうに私は理解をしているところでございます。

3点目に、課長のほうから補足説明をしていただきますけれども、私の解釈としては、小椋議員からも御指摘にありましたように、前市長のときに、当初は指定管理料なく運営をお願いするというので始まっておりますので、今の現状でもう一度検討もしていくことが必要じゃないかという御指摘でございますので、それは今までの経過のことと合わせた中でどうするかといった検討をしていくことは、一つの策であるというふうに受け止めております。以上でございます。

○議長（亀井賢夫君） 大西観光ジオパーク推進課長。

○観光ジオパーク推進課長（大西 亨君） 小椋議員の3回目の質問について、市長答弁を補足させていただきます。

コロナで入館者数も激減して、また電気代も高騰して、非常に厳しい経営をされているので、指定管理料等の検討をという御質問だったと思いますが、先月、次期の指定管理者の公募をさせていただいたときに、現NPOのほうから応募があった際には、電気代の経費も前年度の倍ぐらいを見込んだ電気代で収支を計算してきておりましたが、指定管理料の請求はございませんでした。ただ、議員さんが言われるように、室戸市の情報発信とか室戸市の観光拠点の核となる施設として捉えていますので、指定管理料ではなしに、現在はまず第一に安定的な海水の取水対策をしてほしいというふうに聞いておりますので、こちらのほうを優先に対策をしていきたいと考えております。以上です。

○議長（亀井賢夫君） これをもって小椋利廣議員の質問を終結いたします。

お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会をいたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井賢夫君） 御異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することと決しました。

本日はこれにて延会をいたします。

あしたも一般質問です。午前10時にこの議場に御参集をお願いいたします。

お疲れさまでございました。

午後2時46分 延会